

フランス復古王政の政治状況

高 村 忠 成

- 一、序 論
- 二、王政復古
- 三、立憲憲章
- 四、政治的諸党派
- 五、政治的機能
- 六、復古王政の政治過程
- 七、結 語

一、序 論

一七八九年から一八四八年にいたる六十年間はヨーロッパにおいては近代社会成立の動乱期である。フランス革命の余波と産業革命の嵐は、全ヨーロッパを大きなうねりの中に巻き込み、やがてそこから近代社会成立への萌芽をう

みだしていくのである。しかも、それらの二つの革命のもつ原理と実質的な力は、ヨーロッパの封建体制を根底からゆり動かすのみならず、その余波を遠くアジア、アフリカ諸国にまでつたえ、やがてそれらの地にも近代国家誕生の胎動を促すのである。

こうした近代への転換を考察するとき、その基点になったのがイギリスとフランスであることはいうまでもない。ただそこにおいて両国が果たした役割には差異がある。例えば、「イギリスは最初に世界の工場になったけれども、フランスはむしろ社会的、政治的酵素においてリードし、革命の実験室になった」と⁽¹⁾と一般的に評価されている。まさに世界の経済的波動がイギリスにおこったとするならば、社会的、政治的波動はフランスに源を発しているといえよう。もちろん近代政治史においてイギリスが果たした役割を否定するものではない。むしろイギリスの伝統は輝やかしい栄光に満ちている。ただ、現代の社会がもつ社会的、政治的状況の複雑さ、多様性は、近代フランスにその類似したパターンをみいだすことができよう。ホブズボーム(E. J. Hobsbawm)は指摘している。「一七八九年と一九一七年のあいだにおけるヨーロッパの政治(あるいは、じつに世界の政治でさえ)は、大部分が一七八九年の諸原理、あるいは、さらにもっと爆動的な一七九三年の諸原理をめぐる、賛否の闘争であった。フランスは、世界の大部分に自由かつ急進民主的な政治用語とその諸論点とを提供した。フランスはナシヨナリズムの最初の偉大な実例と、概念と用語とを提供した。(中略)近代世界のイデオロギーは、フランスの影響をつうじてはじめて、これまでヨーロッパの思想に抵抗してきたふるい諸文明のなかに浸透した。これがフランス革命の成果なのであった」と⁽²⁾。じつに、こうした意味で近代フランスの政治的、社会的状況を考察することは現代を考えるうえで原点としての重みをもっているといえないであらうか。したがって、本稿では十九世紀初頭のフランスの政治的状況を絞りその考察を試みようとする次第である。

フランス革命は、自由、平等そして人民主権という合理的な基盤に立脚して、社会と国家を建て直そうとする偉大

なる試みであった。それは歴史の上に燦然と輝やいてゐる。しかしこの試みも、当然一朝一夕にして遂行されたものではない。アンシャン・レジームの王政、国民主権による九一年の立憲王政、国民公会(Convention nationale)の独裁、共和三年憲法下の無政府状態、そして、ナポレオン帝政と独裁。フランスの政治体制はこのように激しく変化し、やがて復古王政を迎えるのである。

こうした過程をみると、革命の渦中であつては、フランス革命は怒号と混乱以外のなにもでもなかつたかも知れない。革命と反革命、対立と抗争はフランスだけでなく、ヨーロッパをも巻き込んで永続して行くのである。ただその抗争と混乱の中で革命の原理と理想は着実に定着していったといえよう。じつにフランス革命はその革命自体がもつ意味も重要であるが、革命以後それが残した人と世界のあり方に関する過程にも興味深い問題を与えている。

一七八九年から一八四八年にいたる間でも特に、ナポレオン戦争以後一八一五年から一八四八年の期間はヨーロッパ近代史における一つの転換点になっている。それは革命による原理がフランスに、およびナポレオンを通じてヨーロッパに、定着するかしないかの分岐点にもなったからである。革命勢力に対して封建貴族の巻き返しが激しく展開され、両者の目まぐるしい葛藤が続いた時期である。そしてその中から、新たな階級的諸勢力が台頭しようとしていた時でもある。それは言葉をかえていえば、封建体制の土台が、資本主義発展の波に洗われ、その中から自由主義、共和主義、社会主義、共産主義などの運動が勃興しつつあつたといえる。この意味で一八一四年にはじまる王政復古は封建勢力が再び権力を握った出発点であると同時に、「七月革命」(Révolution de Juillet 1830)、「二月革命」(Révolution de Février 1848)を経て、その勢力がやがて衰退していく出発点にもなったといえよう。

B・クローチェ(Benedetto Croce)はいう。「ナポレオンの没落から一八三〇年の七月革命に至る十五年間は、普通おこなわれている見解にしたがえば、独自の主要テーマを持ち、それを発展させて、それに応じた結論にみちびく、ひとつの歴史的時期を形成しているとされている。このテーマは、旧制復活レスタウラチオンという再建工作と、それに照応した『神

『聖同盟』活動の中に存し、この反動は、自由主義運動に敵対して、それを撃退したばかりでなく、またその殲滅を計ったのである、とされる。しかし、この時期を、当時進行していた過程の根柢において視(中略)るならば、この十五年間に、自由主義理想は絶対主義に抵抗して、休みなく闘いつづけ、ついに絶対主義に対して、実質的な、したがって、決定的な勝利を勝ちえたというのが、ヨリ正確であることがわかるであろう⁽³⁾と。歴史とは、自由の理想が闘争し、発展する過程であるという史観をもった彼の態度を多少考慮するにしてもこの時代の一側面を明かにしているといえよう。

一方マルクスは、周知のように『フランスにおける階級闘争』(一八五〇年)でこの時代の階級構成を分析している。即ち、「復古王政下では大地主が、七月王政下では金融貴族と産業ブルジョアジーが、支配権の独占を維持してきた⁽⁴⁾」と。彼はフランス復古王政と七月王政の国家権力の所有形態について、復古王政、七月王政ともにブルジョアジーが影響力をもった国家であるが、前者がいまだに地主貴族による支配であったのに対して、後者は金融貴族の支配であると指摘している。王政復古期の研究に関しては後にふれるが、その研究段階はいわゆる権力のあり方をめぐり主に階級構成の分析からその変化過程を考察しようと試みられてきている⁽⁵⁾。

本稿ではむしろそうした視点はさておき、近代フランスを理解する上において重要な復古王政期における政治体制、統治構造そして政治過程をめぐる問題点に焦点をあて、フランスが革命後の混乱期をどうのりこえ、はじめてイギリスから導入した議会制度の試練にかにとり組もうとしたかについて触れてみたい。デュヴェルジエは言っている。「一八一四年—一八七〇年の体制は沢山の独創的な特色を示している。それはそれまでに知られていなかった政体をフランスに導入しようとした。即ち制限君主政とよばれるこの期間に議会制度(Le régime parlementaire)が芽ばえてくるのである⁽⁶⁾」と。

(一) Paul, H. Beik and Laurence Lafore, *Modern Europe, A History since 1500*, p. 462.

- (2) E.J. Hobsbawm, *The Age of Revolution: Europe 1789-1848*, London, 1962. 安川悦子・水田洋訳『市民革命と産業革命—二重革命の時代—』(岩波書店) 八三頁。
- (3) Benedetto Croce, *History of Europe in the Nineteenth Century*, 1933. Translated from Italian by Henry Furst p. 58. 坂井直芳訳『十九世紀ヨーロッパ—自由の発展史—』(創文社) 五九頁。
- (4) 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集第七巻』(大月書店) 五六頁。
- (5) 岩波講座『世界歴史十九、近代六、近代世界の展開Ⅲ』所収の服部春彦著『フランス復古王政・七月王政』三五頁参照。
- (6) Maurice Duverger, *Les Constitutions de la France, 1964*. 《Que sais-je? N. 162》 p. 66.

二、王政復古

一八一四年三月、ナポレオンが敗れ、パリが明け渡された時、フランスをどうするかが、フランスはもとより、同盟国のあいだでも問題であった。共和制にするか、帝政にするか、それとも王政を復活させるのか。もし王政にするならばだれを君主にするのか、すべてが未解決であった。

ただ長い間、戦乱と混沌に喘いだフランスはヨーロッパと同様に何よりも秩序と平和を望んでいた。それまで続してきた戦争はヨーロッパ全体を極度の疲労感におとし入れ、ナポレオンを失ったフランスに進むべき道を迷わせていた。国民は大革命によってえた豊富な権利、土地などを享受し、革命前の状態にはもどりたくなかった。こうした状況の中で一八一四年ルイ十八世(Louis XVIII)が即位し、ブルボン家(Bourbons)が復活した。それはナポレオン帝政没落後であり、共和政も帝政にとってかわられたものである以上、王政復古という線が一番妥当であると考えられたからであろう。

ただし、当時ブルボン家といえはフランスの国民は、「忘れないまでもナポレオンの敗北の時までブルボン家に対

しては無関心であった⁽¹⁾。ゆえに、ルイ十八世の復活は突然おこったものではない。それなりの背景と理由をもって
いた。それは大別すれば次のようにまとめることができるであろう。

第一に外的要因として当時ヨーロッパ全体をおそった反動的気風があげられる。いわゆる「正統主義」(Legitimism)の原則である。フランス革命とナポレオン戦争によって打撃をおもった大陸をたて直すために瓦解する以前の
各国の勢力関係および国家体制を正統なものと認めようとするこの主張は、フランス外相タレーラン(Talleyrand)に
よって提唱され、オーストリア宰相メッテルニヒ(Metternich)をはじめ絶対主義諸国家の君主や政治家によって支持
された。この結果、スペイン、ドイツ、イタリア、スイスなどが旧王政に復帰した。ルイ十八世の復帰もまさにこう
した時代背景のもとに成立したのである。

第二に内的要因としてフランス外相タレーランの外交手腕があげられる。ロシア皇帝アレクサンドル一世(Alexsandr I)は、ナポレオンを崇拜しており、幼いナポレオン二世(Roi de Rome)の即位を考えていた。だがタレーランは
彼を説得した。「あまくだりの王はだれであっても、陰謀か暴力の結果であります。異論なく受けいれられる恒久の
事態を確立するためには、原則によって行動することが必要であります。原則に則っていれば、強く、何の抵抗も
うけないでしょう。しかも原則はひとつあるのみです。ルイ十八世(ルイ十六世の弟。ルイ十六世の息子であるルイ十七世
は一七九五年に死亡)こそ原則であります。かれこそフランスの正統の王です⁽²⁾」と。

また、メッテルニヒは、ナポレオン没落の時、戦後のフランスには皇后マリ・ルイーゼを摂政として考えていた。
彼がフランスに帝政を残そうとした理由は、「勢力均衡の観点からしてオーストリアはフランスが過度に弱化するこ
とを望まない⁽³⁾」という自国の利害関係のうえからであった。むしろ本当の彼の基本的な政治姿勢は、君主政は共和政
に比べて、「大国の場合は一層大きな安定性を持つ⁽⁴⁾」というものである。

タレーランの主張は、まさに正統主義と絶対主義を理想とし、絶対君主国間の国際的協調を計ろうと考えていたメ

ツテルニヒを動かし、イギリスの同意もえて成功を収め、ここにブルボン家ルイ十八世が復歸したのである。⁽⁵⁾ なお、一八一四年五月三日に、同盟国とフランスとの間で調印された第一次パリ平和条約は、フランスの領土を一七九二年一月一日現在の境界にもどし、アルサス、ザール地方を確保するという敗戦国にしては有利なものであった。

もとより王政復古の原因はこの二点に集約できるものではない。それは更に様々な要因をもつ。ある特定の歴史的状況は必ず連続性を有し、遠因はそれ以前の状況に存在するものである。「王政復古の歴史は帝政の没落の歴史から始めなくてはならない。しかし、それをするためには更に昔の原因にもどらなくてはならない。諸現象は決して切れることのない鎖である。正確には歴史現象は、はじめもなければ終りもない」⁽⁶⁾。こうした点から、例えば、クラインベルク (Alfred Kleinberg) は、王政が復活したことはフランス革命以来の歴史的必然の結果であると指摘している。

フランス革命、ナポレオン帝政の過程の中にすでに王政復古へむかわざるをえない要因が働いていたと主張する。「第一段階に勤王派諸州の反乱であり、また一七九四年熱月九日におけるロベスピエールの失脚であり(いわゆる Réaction Thermidorienne) さらにまた、一切の『ジャコバン主義』を追放し反革命に同調した総裁政府 (Directoire) の統治活動であつた」⁽⁷⁾。そして、ナポレオンこそブルボン王朝復活の理想的前提をつくつたと言う。「すなわちこの前提というのは、カトリック教の精神的再建であり、この教えは、ナポレオンによる法王へのあらゆる迫害から、また国家目的のための宗教のあらゆる濫用から、新鮮な力を吸い取つた。そしてこの独裁者による強圧の下に変じて、政治的に濶歩する闘争的教権主義となつたのである。またこの前提は、ロマンチックな過去崇拜であり、この崇拜は一切の故物に熱烈に酔い、崩壊した封建的秩序を一種の後光をもって織りめぐらしたのである」⁽⁸⁾と。

復古王政はこのように、過去の様々な政治的、社会的そして文化的な状況を受け継ぎながら、それにあらゆる人々や国家的利害などが絡み合つて誕生した政治体制である。ルイ十八世はこうした背景をもつて一八一四年五月三日パリに入城した。

しかも、彼の復帰は無条件でなされたわけではなかった。彼はロシア皇帝アレクサンドル一世の指示で旧帝国元老院 (le Sénat) の委員会がブルボン家を無視してつくった憲法 (帝国附加憲法、L'Acte Additionnel aux Constitutions de l'Empire) を認めなくてはならなかった。それが即位の条件であった。だが彼は拒否した。彼にとって憲法とは、「まづ彼が王位につき、それから国民に与えるべきものであった」⁽¹⁰⁾。ルイ十八世は、王位は国民の意志を無視しては成り立たないということは知っていた。ただ彼は、自分が革命前の自分の兄であるルイ十六世がそうであったような王になることを望んでいた。即ち、生まれながらにして権力をもっている王、「神のめぐみによる王 (roi par la grâce de Dieu)」である。

アレクサンドル一世やメッテルニヒは王政復古に賛成したとはいえ、フランスを全く放置しておくことには不安をもっていた。アレクサンドル一世は、アルトア伯 (Comte d'Artois 後にシャルル十世、Charles X) に、「フランスにいるすべての外国兵は、あなたがたを敵に回してでも、議会と憲法の支持のためには集るであろう」⁽¹¹⁾と警告し、もしルイ十八世が憲法を承認しないならば、彼がパリに入城することを妨害すると驚かした。

こうして、ルイ十八世は、パリに入る前日「自由な憲法を採用する」⁽¹²⁾と約束した (サントゥアーン、Saint-Ouen の宣言)。しかし、彼は元老院のつくった帝国附加憲法はあくまでも斥けた。いくら敗軍の将とはいえ、それは彼にとって必死の抵抗であった。ルイ十八世がパリに入り、五月六日、勅令 (le décret) を発し、五月三十一日、元老院 (le Sénat) および立法院 (corps législatif) が召集された。そして、憲法起草のための委員会 (une commission) が結成された。は三名の (国王の委員 (commissaires du roi)) と九名の元老院議員、そして九名の立法院議員から構成されている。その委員会は四回の会議を開いた。同盟国は六月五日にパリを去る予定でいたので、その委員会に対して、六月四日に発令できるように要請した。したがって憲法起草の仕事は急いでやらなくてはならなかった。そのためにその憲法は選挙制度に関する細い規定など、ある意味では重要な項目を規定しなかった。ルイ十八世はこの憲法に関しても、

それが発布されるまでは、その内容について知る機会を与えられなかった。⁽¹³⁾

一八一四年六月四日、元老院と立法院は合同で王室會議を形成し、ここにおいて憲法が朗読され、国民に与えられた。この新しい憲法は、立憲憲章(La Charte Constitutionnelle)とよばれ、前文と七六条から成り立っている。⁽¹⁴⁾ 前文にこの憲章の性格が明確に述べられている。この前文を起草し、かつそれを立憲憲章とよんだのは、国王の委員の一人であるデュニョ伯(Comte Deunot)である。憲章の前文は、国王の権力の絶対性を謳いながらも、国民に権力を譲与する余裕をみせ、しかも、基本的にはこの憲章は国王が国民に授けるものであると規定している。即ち、「崇高な神は、朕を、長い不在ののちに朕の国によびもどし、朕に大きな義務を課した」⁽¹⁵⁾。それは王国の現状をみた神が、憲章を発布することを望まれたことを指す。「朕は、フランスにおいては、いっさいの権力が国王の一身に存在するとはいえ、朕の祖先は、時代のことなるにしたがって、その権力の行使を変更することをすこしもためらわなかった」⁽¹⁶⁾。但し、王は、「自発的に、かつ朕の王権の自由な行使によって、朕の臣民にたいして、朕のためであると同じく朕の継承者のためにも、永久につきの内容の憲章を承認(accorde et accorde)し、かつ許可し、欽定する(fait concession et octroi)」⁽¹⁷⁾。

このように憲章の特徴はあくまでも神権説に則り、ルイ十八世によって《臣下(essujets)》に対して、欽定(octroyé)されたものであり、決して国王と人民との間の契約ではなかった。革命時代の憲法とは異り、人民の権利、自由もすべて国王から与えられたものであるということを規定している。しかもそれは、ルイ十七世が死亡(一七九五年)し、ルイ十八世が合法的に《フランスの王》になった日、および彼が世襲の王位を受け決して国民の意志によって王位を得たものではないということとを暗に誇示するために、「恩寵の年一八一四年そして朕の統治の十九年(ルイ十七世が死亡した時、王位について、その時以来十九年目になる)の六月四日」に発布したという形式をとった。国民は同盟国が六月四日に発布するように強要したことなどは夢にも知らなかった。

ただし、ルイ十八世は自らの王位の誇示には固執したが政治・社会体制までも旧制度にもどそうとは考えていなかった。彼の冷静な知性、経験がそのことは不可能であることを彼に理解させていた。⁽¹⁸⁾一七九一以来、彼は二十三年間亡命生活の中にいた。それはあまりに長い流浪の旅であった。六十歳になっていた彼は、回復した王位を再び失うような危険に身をさらしたくなかった。自分のために平和と休息が欲しかった。「彼の中には玉座の上で死ぬのだという堅い決意があった。そしてそれを無に帰させないようにするために用心深さと気迫が必要であった」。⁽¹⁹⁾

ルイ十八世の王政復古が妥当であったかどうかについては、人によって見解の相異がある。ただ激しく揺れ動いた当時のフランスの政治的、社会的状況の中にあつて、王政復古は、「当時としてはもつとも好ましい、もつとも自然な形であつた。それは過去と現在、秩序と自由を和解させた。ブルボン家がなかつたならば、フランスはタレーランが言つたように、奴隷になつたか分割されたであろう」⁽²⁰⁾というのが適切であるかも知れない。しかし、悪いことにはブルボン王朝が外国の命令とタレーランの巧みな駆け引きの中で成立したことである。立憲君主制 (monarchie constitutionnelle) の成立基盤は、何よりも国王のもつ古い民族国の長としての神秘性と人民の彼に対する信頼である。イギリスの片田舎で余生を送ろうとしていたルイ十八世を、突然フランスに連れ戻し、王位につけたけれども、それでは君主制としての根は浅すぎる。しかも、ルイ十八世は、単なる頑強な復古主義者ではなかつたにせよ、あくまでもフランス国民のことよりもブルボン家のことを優先させ、自分の体面をたもつことに汲汲とする利己主義者であつた。ここに復古王政ははじめから脆さをもつていたといえよう。⁽²¹⁾

(1) Beik and Lafore, *op. cit.*, p. 463.

(2) John Hall Stewart, *The Restoration Era in France, 1814—1830*, pp. 106—107. Talleyrand's Arguments on Behalf of Restoring the Bourbons, 1814. その他井上幸治責任編集『世界の歴史、第十二巻—ブルジョアの世紀』(中央公論社版)四頁参照。

(3) 坂本義和著『ウィーン体制の精神構造—メッテルニヒの思想的特質』(『政治思想における西欧と日本(上)』東大出版会所

- 収)一四一頁参照。
- (4) 坂本前掲書一四二頁。
- (5) この間の詳細な日程は一八一四年四月一日同盟軍のパリ占領、同盟国君主の宣言、そして元老院によるタレーラン以下五人で編成される臨時政府の設置。四月三日政府はナポレオンの失権とブルボン王朝の復帰を定める。
- (6) M.C. Darest, *Histoire de La Restauration*, Tome Premier, 1879, p. 1.
- (7) Alfred Kleinberg, *Die Europäische Kultur Der Neuzeit. Umrisslinien einer Sozial und Geistesgeschichte*, 1931.
田中友次郎訳『近代欧州文化史』(出版東京)一一六—七頁。
- (8) 田中訳前掲書一一二頁。
- (9) Maurice Duverger, op. cit., pp. 70-71 を参照。
- (10) A. Malet et P. Grillet, *XIX^e siècle (1815-1914)*, 1919, p. 23.
- (11) Malet et Grillet, op. cit., p. 22.
- (12) Malet et Grillet, op. cit., p. 23.
- (13) Malet et Grillet, op. cit., p. 23.
- (14) Maurice Duverger, *Constitutions et Documents politiques*, 1967, pp. 80-85. 参照。なお英語版として Irene Collins, *Government and Society in France, 1814-1848*, *Documents of Modern History*, 1970, pp. 10-15. を参照。本稿は上記の他に、オースマン著、山本浩三訳『憲法の系譜』(法律文化社)一一四頁—一三〇頁を参照した。
- (15) Duverger, op. cit., p. 80. 山本訳一一四頁。
- (16) Duverger, op. cit., p. 80. 山本訳一一四頁。
- (17) Duverger, op. cit., p. 81. 山本訳一一五頁。
- (18) Malet et Grillet, op. cit., p. 31.
- (19) Malet et Grillet, op. cit., p. 32.
- (20) Jacques Bainville, *History of France*, 1926, pp. 355-365.
- (21) 王政復古をめぐっての世の国際情勢について、岡義武著『近代ヨーロッパ政治史』(創文社)四二頁—五二頁参照。

三、立憲憲章

王政復古の政治体制は立憲憲章の上に成立している。ゆえにここでは、ブルボン家がめざした国家組織の形態を憲章にもとづいて考察してみよう。⁽¹⁾

憲章は前文と本文七六条から構成されており、本文の大綱は、まづ「フランス人の公権」(Droit public des Français) からはじまり、「国王の政府の形態」(Formes du Gouvernement du Roi)、「貴族院」(De la Chambre des Pairs)、「代議院」(De la Chambre des Députés des départements)、「大臣」(Des ministres)、「司法組織」(De l'Ordre judiciaire)、「国家によって保障される特別の権利」(Droits particuliers garantis par l'État)、「暫定条項」(Articles transitoires) にいたるまで八項目に分れている。以下、憲章の条文にそって政治形態を浮き彫りにしてみる。

まづ憲章は行政権と立法権を分離している。行政権は《国家の元首(Le chef suprême de l'État)》である国王のみに属し、国王は責任ある大臣によって助けられる(第十三条)。国王は陸海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約、同盟条約、通商条約を締結し、すべての行政官を任命する。かつ法律の執行と国の安全のために必要な規則と命令を制定する(第十四条)。

立法権は国王と貴族院と代議院が共有する(第十五条)。但し、国王が法案の提出権を持っており(第十六条)、かつ、国王だけが法案を裁可し、公布できる(第二十二條)。即ち、法案は国王によって提出されたならば、国王の意思によって貴族院または代議院に提案され(第十七條)、そこで審議され、各議院の過半数によって自由に議決される(第十八條)。両院は国王に、いかなる対象についても法律を提案することを懇願する権限と、議院にとって法律の内容とすることが適当と思われるものを指示する権限をもつ(第十九條)。そして、最終的には国王が認可し、公布するので

ある。ルイ十八世は、法律の提案権を「王位のもつとも大事なもののうちの一つ」⁽²⁾として堅持していた。

国王は両議院を召集し、停会し、かつ、代議院を解散することができる。ただし、この場合は、三ヶ月以内に新代議院を召集しなければならない(第五十条)。貴族の任命権は国王にある。貴族の数は限定されず、しかも、国王は自らの意思によって貴族の位をかえ、貴族を終身または、世襲にすることができる(第二十七条)。国王の家族と王族は生まれつきの権利によって貴族である(第三十条)。

代議員は選挙で選ばれ、その任期は五年であり、議員の五分の一は毎年改選される(第三十七条)。選挙権をもつためには三〇〇フランの直接税を納入し、かつ三〇才以上でなければならない(第四十条)。又、代議員になるためには一〇〇〇フランの直接税を納め、四〇才以上でなければならない(三十八条)。租税については、両議員の同意と国王の裁可がない場合は決して取り立てられることはない(第四十八条)。しかも、その同意は一年間しか有効ではない(第四十九条)。

司法組織については、この憲章は帝政の組織をふまえている。裁判はすべて国王に由来し、国王が任命し、かつ国王が設ける裁判官によって、国王の名においておこなわれる(第五十七条)。ゆえに、裁判官は罷免されない(第五十八条)。又、民法典とこの憲章に違反しない現行の諸法律は、適法に廃止されるまで効力をもつ(第六十八条)。

こうした国家形態を定める前に、憲章はその基礎となる人民の権利に関して以下のように重視している。まづ、平等については、フランス人は、その称号と地位がどのようなものであれ、法の前に平等である(第一条)と定め、フランス人は、すべて平等に文武の官職につくことができる(第三条)と規定している。同じく、それは自由を謳っている。フランス人の個人的自由は平等に保証される。いかなる人も、法律によってあらかじめ定められた場合、および法律が規定する形式による以外は、訴追も逮捕もされることはない(第四条)。又、カトリック教は国教である(第六条)と明示しながらも、各人は、平等な自由をもって、その信仰を告白し、かつその礼拝のために、同じ保護を

うける(第五条)と信教の自由を保証している。出版に関しては、《この自由の濫用を抑圧せねばならない法律に従う》ならば許された(第八条)。そして、憲章はすべての所有権が不可侵であると定め、国有財産も同様に、その売買を勝手に行うことはできない(第九条)と規定している。

最後に、徴兵制を廃止し、陸海軍の募集方法は、特別法によってこれを別に定める(第十二条)と述べている。

メイヤー(J.P. Mayer)は、この憲章の特色を「大革命と王政復古との妥協を試みた体制の典型的な公文書であった」と語っている。以下ここでは、憲章のもつ法的な問題についての具体的分析は省略するが、政治的に意味をもつと思われる点に触れておくことにする。先づ憲章は確かに人民の権利を尊重している。例えば、貴族院、代議院という代議制度を設けたこと。「立法権と執行権との均衡・牽制をはかる方向に道を開いた点は、この憲法の新生命ということができよう」⁽⁴⁾。しかも、代議院が選挙制度によること、責任内閣制の採用、信仰・言論・出版の自由を一応認めたこと、法の前の平等、財産の不可侵性の規定等々。これらは革命による自由の理念を最少限とはいえ受け入れたことを意味する。

しかし、憲章は現実には全面的な自由をもたらしたわけではない。信仰といい、出版といい、すべて一定の制限・条件のもとでの自由である。選挙に関しては財産と年令による具体的条件が定められている。そのいわゆる制限選挙によると、一七九一年の憲法および共和国三年の憲法と同じ様に代議員には少数の土地貴族や大ブルジョアジーしかなれない。当時の記録によると、「一七九一年の憲法では四十二万九千人の選挙人があり、共和国三年のそれでは二十万人の選挙人がいた。しかし、憲章によれば、実に三千万の人口のうち選挙権のある人は約九万人、被選挙権にいたっては約一万二千人しかいなかった」⁽⁵⁾。政治参加についても極度に制約されていたといわざるをえない。ちなみに「三〇才という年令要件はフランス選挙史上最高のものである」⁽⁶⁾。

次に、この憲章は、改正の手続きには一言も触れていない。もとより憲法は勝手に、かつ頻繁に改正すべきもので

はない。しかし「憲法は実際に、ローマ帝国の意味での、永遠に妥当する法であったのか？ そのような永遠性は人間的な発展の本質と矛盾とする」⁽⁷⁾。一七九一年の憲法は、第七編憲法改正として厳然とその手続きを明記している。⁽⁸⁾「憲法制定国民会議(L'Assemblée Nationale)は、国民がその憲法を変更する、時効にかゝらない権利をもつことを宣言する」⁽⁹⁾。そして、「改正議会(Assemblée de Révision)」を設け、改正方法を検討することを保証している。これに対して、憲章では、国王が、「法律の執行のためと、国の安全のために必要な規則と命令を制定する(第十四条)⁽¹⁰⁾」と定め、実質的に、憲章を改良するどころか、無に帰すことができるような勅令を下す権利が国王に与えられている。七月革命を起こし、ブルボン家を倒したのもシャルル十世がこの条文を適用し、いわゆる七月勅令を発したことに一因がある。⁽¹¹⁾

しかし、憲章はルイ十八世にとってみれば大いなる譲歩であった。すでに先にも触れたが、彼は、「ふとつた、動作のにぶい、知的な、そして陰險な人物であった。青年時代には一七八九年の自由の理念に賛同したこともあった」⁽¹²⁾。しかも、自分がフランスに戻った時は、「その状況に適応することができる程柔軟な姿勢をもったオポチュニスト」⁽¹³⁾になっていた。彼はいかにして、自分が自然な形で受け入れられるかに気を配った。彼が憲章に譲歩したのも、憲章の前文が自己の権威を裏付ける神性と歴史性で裝飾されていることに満足したからであろう。彼は「サントウアンの宣言」で「神の恩恵によるフランスとナヴァルの王(Roi de France et de Navarre)、ルイ」と署名した。憲章の前文は、「崇高な神は、朕を長い不在のちに朕の国によびもどし」⁽¹⁴⁾という神に裏付けられた王権の権威を正当化するでだして始まっている。しかも、「朕は、朕の祖先の国王を模範として、文明のつねに増大する進歩の結果や、この進歩が社会に導入する新しい関係、そして半世紀以来人の精神に刻まれた方向とそこから生じた大いなる変化を評価しなければならぬ」⁽¹⁵⁾との箇所でフランス史においてブルボン家は全く正統な支配権を連続して有している王家であるとの歴史的正当性を裏付けている。ルイ十八世はここに大いなる満足を見出したのである。実に、憲章によるブルボン家の体制は、神の恩寵というカリスマ的権威と、歴史における正統な王家という伝統的権威にもとづき、しか

も全体を憲章という合法的手段をもって支配の正統性の根拠 (Legitimitätsgründe) を顕しているといえよう。⁽¹⁶⁾ この限りではブルボン家は服従するにあたいするものであったかも知れない。

政治史家セーニョボス (Seignobos) は、「王政の復古は全く旧制度の復活ではなかった。フランスは革命が産出した社会組織と、ナポレオンの樹立した行政組織とを維持していた。一八一四年のフランスは集権的官僚の指導による民主的社会であった⁽¹⁷⁾」と評価している。こうした評価を参考に最後に憲章のもつ重要な一点に触れておこう。財産と年令による制限つきの選挙は、貴族 (nobles)、大商人 (gros commerçants)、実業家 (industriels)、銀行家 (banquiers) など、土地財産を有している地主や高級ブルジョアに政治参加を限定し、民主政とはいいがたいものであった。しかし、憲章における直接税 (impôt direct) は、人頭税、通行税 (contribution personnelle et mobilière)、そして地租 (contribution foncière)、営業税 (patente) なども税金に含めたので、新しい選挙権の保持者のための枠をひろげた。それまでは、地租しか税金に入れられなかったもので、土地もしくは家屋所有者しか選挙に参加できなかった。しかし、この憲章の規定は、発令された頃は確かに厳しいものであったが、やがて新たに台頭してきた実業家、営業鑑札所持者 (Patentes contribution personnelle et mobilière)、そして商人等が選挙権・被選挙権を持てるようになる。彼らは、少数ではあったが、革命の成果であるブルジョアジーの自由の理念を代表し、じょじょに旧制度の再建を望んでいる貴族層と対抗し、やがてその勢力の拡大を計っていくのである。⁽¹⁸⁾ この意味では憲章は近代民主政の突破口を開いたといえよう。

(1) 憲章の条文に関しては前項(注)であげた Duverger, Collins, そして山本訳の各書を参考にした。ここでは各条文に関する記載箇所は省略する。いじれも前掲書の各頁を参照したものである。

(2) Malet et Grillet, op. cit., p. 24.

(3) J.P. Mayer, Political thought in France, from the Revolution to the Fourth Republic, 1949. 五十嵐豊作訳『フランスの政治思想—大革命から第四共和政まで』(岩波書店)二四頁。

(4) 佐藤功著『比較政治制度講義』(東大出版会)八三頁。

- (5) Malet et Grillet, op. cit., p. 25.
- (6) 野村敬造著『フランス憲法・行政法概論』(有信堂)一八〇頁。
- (7) 山本前掲書六五頁。
- (8) Duverger, op. cit., pp. 44-47.
- (9) 山本前掲書二〇〇頁。この憲法は人権宣言の優れた原理を日常生活に応用しようとしたものだが一年あまりしか続かなかつた。
- (10) Duverger, op. cit., p. 82. 山本前掲書二二六頁。
- (11) 本稿「復古王政の政治過程」参照。
- (12) Beik and Lafore, op. cit., p. 463.
- (13) Beik and Lafore, op. cit., p. 463.
- (14) Duverger, op. cit., p. 80. 山本前掲書二二四頁。
- (15) Duverger, op. cit., p. 80. 山本前掲書二二四頁。
- (16) この点に関してはマックスウェーバー著、世良晃志郎訳『支配の社会学』(『世界の大思想』(23)・ウェーバー政治・社会論集、河出書房版所収)二四一頁—二五二頁参照。
- (17) 前川貞次郎著『フランス史学』(弘文堂)二五頁より引用。
- (18) Malet et Grillet, op. cit., pp. 24-25.

四、政治的諸党派

王政が復活し、憲章が發布されて、ブルボン王朝の統治が開始されると憲章の賛否をめぐって政治的諸党派が結成されていった。ルイ・ブラン(Louis Blanc)は当時の政府の基盤になっていた諸党派について次のように述べている。少し長いがここに引用してみよう。

「フランスに存在していた真の分裂は、つぎのようなものであった。すなわち、ある人たちの望んだのは、フランス国民が農業国民となって、大規模な耕作が再建され大土地所有が〔介立相続〈les substitutions〉や長子権によって〕再興されること、聖職者が国有林によって補償をうけること、中央集権的な行政制度が破壊されること、最後に、フランスがあゝの貴族制に—(中略)—引きもどされることなどであった。他の人たちはこれとまったく対立する思想をもっていた。第一のものは「一時的にいうと、貴^{ジャンランサム}紳、亡命貴族^{エミグレ}、教会の要職者、古い家柄の末孫などであつて、かれらは」封建的党派〈le parti féodal〉とも名づくべきものを形成していた。第二のものは「議員連中をはじめとし、銀行家、製造業者、商人、国有財産の取得者、医者、弁護士など—すなわち」、ブルジョア⁽¹⁾であつた」。王政復古の政治過程、政治的性格は、国王の政府とそれをめぐる政治的諸党派との関係の中に現われてくる。ゆえにここでは、先づ立憲憲章をめぐる政治的諸党派について論述する。

ブルボン王朝が本格的に活動を開始するのは一八一五年七月、いわゆるナポレオンの百日天下以降である。一八一四年五月、ルイ十八世はパリに戻ってくるが、その前後は、第一次パリ平和条約、六月四日憲章発布、九月ウィーン会議(Le Congrès de Vienne)開始など、フランスおよびヨーロッパの政治的状況はめまぐるしく変化していた。こうした中で、一八一五年三月、突然ナポレオンがエルバ島から帰還した。「すべてのフランスは私を愛惜している。私を欲している」、⁽²⁾「私は銃を一発も撃つことなくパリに到着するであろう」と、ナポレオンはエルバ島を脱出したのである。ナポレオンの脱出はフランスの陰謀ではない。彼はブルボン復古王政のもとでの国民のムードを知っていた。たしかに、復古王政になりフランスの問題は次々と解決されていった。第一次パリ条約にみられるように戦争の賠償金は返済の必要がなく、植民地化されることもなく、また新しい政府が同盟国の著しい干渉を受けることもなかった。しかし、「本当の政府が不在であつた。国民感情とかけはなれたところで政治が働いていた」⁽³⁾。ナポレオンの前述の言葉はそのことを表現したのかも知れない。

ナポレオンが接近するとの報を聞くや、ルイ十八世は三日二十日、テュイルリー(Tuileries)をあとにした。そして、ワートルローの戦いでナポレオンが敗れるまでベルギーのガン市に亡命していた。ルイ十八世は一八一五年七月、再びパリに帰還する。一般に一八一五年七月以後の統治を、第二次王政復古(La seconde Restauration)という。ここに実質的な意味での復古王政がはじまった。百日天下の影響は、それにしても大きかった。第二次パリ条約は、第一次のそれとは違ってフランスにとっては不利なものであった。同盟国はルイ十八世に頼りなさを感じはじめた。こうした背景のもとに、憲章の賛否をめぐって政治的諸党派が形成されていくのである。それは大きく三派に分けられる。

まづ超王党派(Ultras-Royaliste)、次に独立派または自由派(Indépendant ou Libéral)そして、立憲王党派または純理派(Royaliste Constitutionnel ou Doctrinaire)である。超王党派はあくまで旧制度の復活をめざし、フランス革命およびナポレオン帝政の成果を否定しようとする。「憲章は革命に対する憂うべき譲歩である」と強くそれに反対する。独立派は同様に憲章を認めない。しかし、それは憲章がまだまだ国民の重要な権利を無視している、憲章には「ブルボン家の旧制度への復帰を意図する陰謀が隠されている」⁽⁵⁾、こうした見地から反対するのである。これらに対して憲章を支持し、それを擁護することがフランスを満足させることができると主張したのが立憲王党派である。以下各党派について触れてみよう。

超王党派は、ルイ十八世の弟、アルトア伯を中心とする亡命貴族(Émigrés)から構成されている。彼らは旧制度の復活をのぞみ、国王の絶対的権力を主張し、君主国を保持しようとする。憲章に許された範囲の自由さえも否定する。ここから、「国王以上に王党的(Plus royaliste que le roi)」という意味で「超」王党派という渾名がつけられた。

もちろん、国王の権力強化を主張する背景には自分たちの利益を護るためという野望がある。ルイ十八世も、「もしこれらの紳士たちの主張が極端にまで進んだならば、私を追放するところまでいかななくてはとどまるところを知らないであろう⁽⁶⁾」と警戒した。彼らはルイ十八世に、知事、長官、官吏等が大部分、帝政時代以来の継続であるため、そ

の刷新を計るように進言した。新聞も帝政時代のような検閲制を主張した。ただ自派の新聞だけはそのままの形で残そうと計った。教育についても各学校を僧侶の監視のもとにおき、超王党派に従順な国民の育成を考えた。そのために僧侶に高い地位を与えた。また、機関紙として、「白色旗 (Le Drapeau Blanc)」、「日々 (La Quotidienne)」、「フランス紙 (La Gazette de France)」などを発刊していた。この党派は主として、フランスの西部・南部の後進地域を中心に、この貴族、僧侶を擁護しており、パリでは多くの亡命貴族を味方にしていた。当然僧侶たちは、「時の言葉にしたがえば、《王権の擁護を教権で》おこなった⁽⁷⁾」。特に、この派の政治宣伝は多くの宣教師を通してなされた。宣教師たちは長い行列をつくり、説教して回り、彼らの予言を記念して大規模な十字架を建て、いった。宗教的宣伝がそのまま超王党派の宣伝であった。全体としては超王党派は少数である。しかし、彼らは行動的であり、過激である。その裏付けとなったのは、自分たちは、国王の家系をひく唯一の党派であるという誇りである。

超王党派は、「修道会 (La Congrégation)」という秘密結社をもっていた。事実上、アルトア伯に率いられていたが、彼は決して表面にはでなかつた。それは各県に広く分布し、選挙の時に重要な役割を果たした。特に出版を中心に活動していた。

独立派は、民主権の擁護者である。彼らにとって、憲章とは、国民が国王に課すべきものであり、国王から国民に授与されるべきものではない。しかも、憲章は、国民に対してすべての自由を保証しているとはいえない、と抗議した。彼らは超王党派とも戦った。許可された自由を守るとともに、一層広い範囲の自由を得るためである。独立派はとりわけ出版の自由を根気よく主張した。僧侶階級も、超王党派の手先となって政治に干渉するので、除外なくしてはならない存在であった。独立派にとっては、ブルボン王朝は、「《よそ者によって再建された》もので、フランス人が相談してつくったものではなく、《立法権》ももっていない、むしろ倒されるべき侵入者である⁽⁸⁾」。

独立派は数が多い。多くは弁護士、医者、学生など自由主義に属する階級の人々である。又、ナポレオンの遺産に

忠実なボナパルティスト、共和主義者—いわゆるジャコバニスト、パリ条約を怒っている愛国者たち、そして、亡命貴族の傲慢さを心配していた、革命騒ぎの時期に国家財産・教会財産を買って利益をえた田舎の人々、こうした人たちが独立派に所属している。この派の指導的人物はラ・ファイエット(La Fayette)、ラフィット(Laffite)等である。彼らは究極的にはブルボン家の代りにオルレアン家を持って来ようと狙っていた。独立派の機関紙は、「ミネルヴァ(La Minerve)」、「地球(Le Globe)」、そして、「国民(Le National)」、「時代(Le Temps)」などである。

この派もやはり下部組織として、秘密結社をもっていた。即ち、炭焼党(La Charbonnerie)である。これは一八二一年の始め、イタリアの炭焼党をモデルにしてできたもので、デュギー(Dugied)、バザール(Bazard)などが中心であった。その組織は綿密に分化されており、各組織の要に高等秘密結社又は連邦秘密結社(Les hautes ventes ou ventes fédérales)があり、全体的指令は一つの最高秘密結社(vente supreme)から出されていた。その影の指導者がラ・ファイエット、マニユエル(Manuel)等と目されている。このメンバーは、毎月一フランを支払い、小銃と五〇発の弾薬をもち、長の命令には盲目的に従わなくてはならない。⁽⁹⁾一時は、二千の秘密結社と四万の加盟者がいた、といわれている。⁽¹⁰⁾彼らの主張は、「外国人によつてもたらされたブルボン家を転覆させ、国民がもつており、国民が認めた政府を選択する権利を国民に与えよう」とするものである。⁽¹¹⁾炭焼党は一八二二年の半年間に、九回の陰謀を加てたが、それらはすべて失敗した。

立憲王党派は別名を純理派というが、それは「この派のメンバーが極めて理論的であり、演説と著述においてもあまりドグマティックでない態度を探るところから命令されたものである」⁽¹²⁾。とくに、この派の事実上の指導者は、ロワイエ・ユラール(Royer Collard)とフランソワ・ギゾー(François Guizot)であり、彼らの主張の中にこの派の性格が見い出せる。立憲王党派は、超王党派の過激さに反対し、むしろ忠実に憲章を適用することを望んだ。そして、一八一五—一六六年の間に、「王権を国民的にし、フランスを王国にするために」⁽¹³⁾、彼らは旧制度のフランスと革命のフラン

スを和解させようとした。即ち、財産を失った貴族に、一七八九年以後の政治的、社会的組織を誠実に認識させ、ブルジョアジーには体制として復古王政の利点を説いた。したがってこの派には、亡命貴族、革命議会のメンバー、そして、ブルジョアジーなどが含まれている。ただし、この派はいかに自由派といおうとも「超王党派と同じように国王を人民よりもすぐれたものとして崇めていた」⁽¹⁴⁾。

この派のメンバーの代表的人物としては、リシュリュー(Richelieu)、レーヌ(Laine)、コンスタン(Constant)、ブニエ(Beugnot)、ドカーズ(Decazes)などが挙げられる。出版物としては、「フランス通信 (Le Courier Français)」、「論争ジャーナル (Le Journal des Débats)」、「立憲 (Le Constitutionnel)」などを発行している。特に、「立憲」は当時の出版物の中で一番多くの人々に読まれた。

しかし、この派はやがて一八二二年頃から独立派に接近していったものと、超王党派に組み入れられたものとに分れ、前者が中央左派 (le centre gauche)⁽¹⁵⁾、後者が中央右派 (le centre droit) とよばれるようになる。

フランスが復古王政期に「議会政治の試練を受けた」⁽¹⁵⁾ことは事実である。だが、これらの諸党派が果して近代的な意味での政党とすることができるとかどうかという問題がある。もちろん政党の概念は時代や、国によって異り、いちがいには規定できない。しかし、政党や、政党制が成立するためには何点かの基本的な条件がある。例えばイギリスにみられるような重要な政策に関しては、ある程度まで広汎な原則的同意があるとか、また選挙で決まった結果などについては少なくともその期間は互いに承認する姿勢などである。したがって、「政党の多くが革命を希求しているような場合、(中略)政党制の成立は論外となる。(中略)暴力よりは原則、強制 (compulsion) よりは説得 (persuasion)、武力の衝突 (clash of arms) よりは諸理念の相剋 (conflict of ideas) ということが承認されている」⁽¹⁶⁾ことが肝要である。復古王政期の諸党派は確かにそれなりの理論をもっている。例えば、超王党派にはシャトープリアン (Chateaubriand)、独立派にはコンスタン (初めは立憲王党派であったが後に独立派に接近した)、立憲王党派にはロワイエ・コラル、ギゾー

などの論客がおり、それぞれ君主政、議会政のあり方をめぐって論争を展開していた⁽¹⁷⁾。「王政復古の政党が(中略)主として思想的立場にしたがって形成され、必ずしも、社会階級を代表⁽¹⁸⁾」していないというのもこうした点からである。しかし、すでにのべた諸党派の特徴や、以下にのべる現実の政治過程をみてもわかる通り各党派間には激しい利害闘争と暴力による政権の争奪戦が展開されている。明確な政治理論をもっているのは前記の主要人物くらいで、それら諸党派としては自己の利害をめぐり、政権を争っての対立・抗争に明け暮れていたといえよう。復古王政期の社会的、政治的状況を詳しく描いているヴィクトル・ユーゴーの小説『レ・ミゼラブル (Les Misérables)』の中で彼は、「不幸にも、そのころの文明は主義の集団よりも利害の集団によって代表されていたため、文明は危機に瀕していた、あるいは危機に瀕しつつあると思われる⁽¹⁹⁾」とそれら諸党派の争いについて述べている。国民のためにフランスをどうするかと考えるよりも自派のため政権をいかに奪うかに終始していたのである。

さて、こうした政治的諸党派の対立・抗争を論ずる時、超党派のアルトア伯の存在を無視することはできない。彼は復古王政期の政治過程において大きな影響力をもっている。ルイ十八世にくらべると、あまり知性的でなく、頑固な彼は旧制度への復古を狙っていた。彼はラ・ファイエットとはちがった意味であるが、「一七八九年以来かわらなかつた一人であると誇っていた⁽²⁰⁾」。又、「自分はイギリスの国王のような統治をするくらいならば、木コリになつた方がましである⁽²¹⁾」と公言していた。「憲章公布の日、彼は宣誓しないために仮病で寝ていた⁽²²⁾」。マルサンの館で彼は熱狂的、反動的な伺候者にとりかこまれて暮らしていた。革命時代の教訓をなにも学ばず、革命への復讐をなにも忘れずに帰国した亡命貴族の統領であるアルトア伯は、旧制度復帰への機会をたえず窺っており、彼の行動が復古王政の政治状況に大きな影響を与えるのである。

(1) Louis Blanc, Histoire, des Dix Ans, 1840-1830, Paris, t. 1, 7e éd., 1848, Introduction, pp. 69-70. (京都大学図書館所蔵)。本項は J.P. Mayer, 五十嵐訳前掲書より引用 (二五頁)。

- (2) Antony Brett-James, *The Hundred Days Napoleon's Last Campaign from Eye-witness Accounts*, 1964, p. 1.
- (3) Antony Brett-James, *op. cit.*, p. 1.
- (4) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 25.
- (5) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 25 et p. 28.
- (6) Gordon A. Craig, *Europe since 1815*, p. 76.
- (7) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 27.
- (8) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 28.
- (9) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 29.
- (10) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 29.
- (11) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 28.
- (12) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 29.
- (13) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 29.
- (14) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 30.
- (15) Malet et Grillet, *op. cit.*, p. 31.
- (16) 原田綱著『政治学原論』(朝倉書店)三五五頁。
- (17) この点については田中治男著『フランス自由主義の生成と展開』(東京大学出版会)所収の「第三節、復古王政期の議会的自由主義—R・コラルとシャトーブリアン」五五頁—六三頁参照。
- (18) 林孝子著『フランス復古王政と七月王政』(『世界史大系』第十二卷所収)六八頁。
- (19) Victor M. Hugo, *Les Misérables*. 斎藤正直訳『レ・ミゼラブルV』(潮文庫)一五三頁。ユーゴーのこの小説は一八一五年、ナポレオンがワテールローの戦いに敗れたあとから、一八三〇年七月におよび、まさにフランス復古王政期の広範な時代を背景に書かれたものである。それは単なる小説というよりも一大叙事詩であり、特に、ストーリーの合い間に描かれている当時の社会的状況は歴史的資料としても非常に興味深い。
- (20) André Maurois, *Histoire de la France*. 平岡・中村・中村・山上共訳『フランス史(下)』四六八頁。Malet et Grillet, *op.*

cit., p. 32.

(21) Malet et Grillet, op. cit., p. 32.

(22) Malet et Grillet, op. cit., p. 32.

五、政治的機能

憲章によって成立した政治体制はどのように機能したのであるうか。すでに触れたように憲章はフランスの政治体制に関して基本的原理、方向しか示していない。それが現実的、具体的な問題に直面すると様々な課題を与えた。例えば国王と議会の関係、言論・出版の問題などである。本項では、復古王政期の政治的諸問題について主な点に触れてみることにする。国王は自分の意志で議会の内からであろうと、外からであろうと大臣を任命できる。原理的には国王は代議員の意志と関係なく大臣を任命できたのである。同様に、国王は自分が好む時はいつでも大臣を罷免できる。この意味では、この頃の大臣はイギリスあるいは今日のフランスのような議会の中の多数党の議員がなるという議員内閣制ではない。ロワイエ・コラールは当時大臣のことを「国王の代理人ではあるが人民のそれではない」と言っている。大臣は六人いた。内務、外務、大蔵、法務、陸軍、海軍である。大臣たちは内閣(Cabinet)をつくり、これらの一人が首相 (Ministre président du Conseil) になった。そして、すでに触れたように大臣は憲章の上では国王にだけ責任をもち、議会に対しては殆んどもたなかった。そのためフランス復古王政は、「極力イギリスの議院内閣制を取り入れようとしたのであるが、結局は官僚内閣制の原型になっている」といわれる⁽²⁾。

憲章で規定されているように国王は毎年荘厳な儀式によって議会を開会した。貴族院議員は国王の左側に、代議院議員は右側に座わった。議会の中では両院議員の間には議論がなかった。何故ならば両者は、前者が国王によって任

命され、後者は国民の代表であるという点から、次元が違うことを自覚していたからである。陛下の大法官(M. le Chancelier)が《陛下、議員が着席することをお許し下さい》⁽³⁾と云って、すべての議員が席につくと、国王は《玉座からの講演(Le discours du trône)》を行う。それは主に議会の開会中の計画であったが、それに対して議会は賛成演説をもつて応えた。⁽³⁾

代議院はその議長をそこで選挙で決めることはしない。それは先づ、代議院で一〇〇人の候補者のリストを作成し、国王がその中から選んだ。又、「色々な法律案も、実際は大臣が支持したり拒否したりしていた」⁽⁴⁾。貴族院であろうと代議院であろうとそれは同じ様に行なわれた。但し、法律案を検討するために両院ともいくつかの局(bureaux)に分割されていた。各局はそれぞれ一人の委員を選び、各委員から構成される委員会で、その法律案は徹底的に検討された。そして、最終的には再び会議が開かれ、一人の報告者(rapporteur)から報告された。もし、貴族員または代議員が、法律案に対して修正案を提出したいならば、その案は前もって国王から、《承諾(consentir)》を受けておかななくてはならなかった。

貴族員たちは、旧帝政時代の元老院の所在地であったルクサンブルに集まり、秘密のうちに討議を重ねていた。代議員は、パレ・ブルボン(Le Palais Bourbon)を拠点として、公開の論議をした。議会での各党派の論争は熱っぽく議会は混乱が続けることが多かった。例えば、「一八二〇年六月の選挙法については、一ヶ月以上も論争が続き、今日でも《選挙の争い(Bataille des élections)》という名称で残っている」⁽⁵⁾。

パリとか大きな村では議会の動きや法律案について民衆が議論をすることもあった。特に選挙法に関してはパレ・ブルボンとかコンコルド広場(La place de la Concorde)とかあらゆるところで議論がなされ、その結果について宣言が発表されたりした。復古王政期における政治的諸党派にとって抗争の焦点になったのは、代議員の「選挙方法」と「出版の自由」⁽⁶⁾をめぐるものであった。この点についてはすでに述べたように、憲章には一般的な規定がなく、適

用にあつたつての詳細は特別法に託され、その法律は対立した諸党派によって何回も修正された。

まづ選挙法については、憲章では選挙人および被選挙人になるための条件しか定めておらずいわゆる投票方法 (mode de scrutin) と選挙区については具体的に何も決めていない。この選挙方法に対し、超王党派はいわゆる小選挙区制 (即ち、郡選挙区制 scrutin d'arrondissement) — 小選挙区制にすれば地方農民の票を集めやすい — を主張し、立憲王党派は大選挙区制 (即ち、県選挙区制 scrutin de département) を主張した。一八一七年二月の選挙は立憲王党派による選挙制で行なわれ、自由派とか実業家、商人など町に住んでいる人々に有利に働いた。「独立派は一七年二十五人、一九年九〇人の議員を議会に送り込むことができた⁽⁷⁾」。ところが、一八二〇年の選挙制度では逆転した。それは、超王党派の小選挙区、単記投票制で行なわれたからである。なお、この時は二つの特殊な規定が設けられた。一つは、「各県とも平等に全体の四分の一でもっとも重い課税を払っている選挙人は県の中心地に集り、各県ごと二名、合計一七二名の代議員が任命できる⁽⁸⁾」といういわゆる二重投票制 (double vote) である。この結果は、「金持ちの選挙人たち約一万二千人は、二回投票する権利と二回議会に選ばれる機会⁽⁹⁾」をもった。もう一つの規定は、「政府が各選挙会の中から長を選び、彼から投票用紙を選挙人に渡す任務を負わせた⁽¹⁰⁾」ことである。選挙人はその長の前で記入し、投票しなければならず、政府側の党派の議員が選挙されやすいようにした。これによって、「一八二四年には、独立派は七人になってしまった⁽¹¹⁾」。

次に、「出版の自由」⁽¹²⁾ についての問題であるが、復古王政は一言でいえば、「この点については全く帝政時代の体制を踏襲していた⁽¹²⁾」といつても過言ではなからう。ナポレオンにとって印刷所は、「政府の信用がある人々のすぐ傍におくべき兵器庫 (arsenal)⁽¹³⁾」であった。憲章では、「出版の自由を濫用することがなければフランス人はその意見を印刷できる⁽¹³⁾」との趣旨の規定をしているが、実際はその自由を濫用したとの名目で多くの場合制限が設けられていた。又、一八一四年十月の法律によれば、「国王によって許可を与えられ、宣誓をしなければ出版人になることはで

きなかつた⁽¹⁴⁾。その上、印刷されるものはすべて事前に検閲を受けなくてはならなかつた。

一八一五年十一月十一日には、出版に関する厳格な法律が定められた。それは、「印刷したり揭示したり、あるいは配布したりするもので、政府を転覆させる意図をもった印刷物を直接にせよ、間接にせよ挑発的に記したものは」⁽¹⁵⁾「軽罪裁判所 (les tribunaux correctionnels) に召喚させられ、流刑にされた。自分の昇進が政府によって決められる裁判官は、概して厳しく法を適用した。定期刊行物、評論に対しては規制がひかれた。国王の事前許可も、「国王はつねに、臨時的にでも取消しをすることができた」⁽¹⁶⁾。新聞はたえず政府に不快を与えたとの理由で廃止させられたり、発売を禁止させられたりした。一八一九年、独立派が権力を握った時、一時この法律は緩和されたが、それでも新聞には自由が与えられなかつた。例えば、新聞は二つの条件を課せられていた。一つは、所有者の名前で申告を行う、一つは、申告の時、保証金を払う、というものである。しかも、各新聞は、一部につき十サンチームの印紙税と、五サンチームの郵便税が課せられた。そのために新聞一部あたりの値段は高く、一般国民にとっては定期購読は不可能に近かつた。ゆえに、人々は、カフェとか図書閲覧室とかで、《公共の新聞 (les feuilles publiques)》を読むしなかつた。特に「カフェでは一人の朗読者がおりその回りに人々が集まって聞いた」⁽¹⁷⁾という。超党派派と同じように自由派も「新聞は、多数の民衆の手に届くところに置くのは危険である」⁽¹⁸⁾と考えていた。新聞はすべて予約制であり、一部売りはされなかつた。政府の十五サンチームの課税は、予約にすると一年につき約八〇フランにもなる。「一八二四年当時、もっとも広まった十二の新聞でさえ、五万六千の予約しなかつた」⁽¹⁹⁾。その中でも、「立憲」は、約一七千という予約数を誇っていた。一九年の法律は、十ヶ月しか適用されなかつた。

超党派派が再び権力を握った時、それは検閲制を設け、出版をいつでも廃止したり中止したりすることを提案した。一八二六年、その派は、いわゆる《正義と愛の法 (la loi de justice et d'amour)》とよばれる法案を提出した。それは印刷所に重罪を課すもので、「もしそれが施行されたならば、フランスにおける印刷所は絶滅したであろう」⁽²⁰⁾と

いわれている。シャトーブリアンは、これを「文化破壊の法」と呼んだ。実に、出版に関しては、憲章の「この自由の濫用を抑圧せねばならない法律に従う(第八条)」との条項に苦しめられてきたといえよう。⁽²¹⁾

復古王政期の国内政治において特筆すべきものとして財政が挙げられる。「近代の財政に関する重要な規則が確立したのは一八一五年から一八三〇年の間であった」⁽²²⁾、といわれる程である。憲章に「租税法は、最初に代議院に提出されなければならない第十七条」とあるが、その規定の背景には、租税はそれを支払う人々あるいは選挙された代議員の同意が必要であることを示唆している。共和政、帝政のもとでは嚴重に国家の財産を管理する機関はなかった。議会も国家の歳入、歳出について正確に知らなかった。当時はそれらは概算され、ブロックごとの投票で決められたが、政府は一般に思うままに振まつた。消費に関しては勅令で増やしたり減らしたり、新しい財源をみつけたりして何のコントロールも計られなかった。憲章はこの点について、第四八条と第四九条において、租税は「両院によって同意されずかつ国王によって裁可されない場合」は認められない、および「一年間しか認められない」ことを謳っている(第四八条、第四九条)。当時フランスは第二次パリ条約による戦争賠償金支払いなどのため税金を徴収しなくてはならなかった。財政担当大臣になったのはルイ男爵(Baron Louis)である。彼は一八一四年から一八三一年まで五回その職を経験した。「聖職者である彼はイギリスに亡命⁽²³⁾していた間に財政学に精通した」といわれている⁽²⁴⁾。彼は財政の根本は「誠実と信頼」であるという考えをもち、予算案に関しては、「事実そのものを示す。いかなる負債も隠さないし、国家のすべての財源について人民をだまさない」⁽²⁵⁾と宣言した。彼は大臣によって提示されると予想される支出についての計画案を代議員に示し、次に予定される収入についての計画案を明かにするという方法を採用した。いわゆる一般予算案(Le projet de budget général)といわれるものである。彼はそれを財政法(Lois de finances)と名付けた。

以来変更を繰り返しつつも、「使用された支出を証明する証印を押す制度」⁽²⁶⁾が設けられたり、「議会は毎年の予算案の他に、前年度の決算に関しても票決する」⁽²⁷⁾など、財政に関しては国民の眼にさらされることになったのである。フ

フランス革命はもとより、イギリス革命、アメリカ独立革命は、その原因の大きなものが財政問題にあった⁽²⁸⁾ということ
を、政府も国民もいやという程知らされていたのである。したがって、財政という点から考えるならば「七月革命」
はおこらなくてもよかつたといえよう。

- (1) Malet et Grillet, op. cit., p. 34.
- (2) 水木惣太郎著『比較憲法史』(有信堂)三〇五頁。
- (3) Malet et Grillet, op. cit., p. 34.
- (4) Malet et Grillet, op. cit., p. 34.
- (5) Malet et Grillet, op. cit., p. 35.
- (6) この点に関しては稲本洋之助著『一九世紀フランスにおける「出版の自由」——とくに定期刊行物をめぐる法的規制について』(東京大学出版会)『基本的人権4各論』所収三二七頁—三六三頁を参照。
- (7) Malet et Grillet, op. cit., p. 36.
- (8) Malet et Grillet, op. cit., p. 36.
- (9) Malet et Grillet, op. cit., p. 36.
- (10) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (11) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (12) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (13) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (14) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (15) Malet et Grillet, op. cit., p. 37.
- (16) Malet et Grillet, op. cit., p. 38.
- (17) Malet et Grillet, op. cit., p. 38.
- (18) Malet et Grillet, op. cit., p. 38.
- (19) Malet et Grillet, op. cit., p. 38.

- (20) Malet et Grillet, op. cit., p. 39.
Malet et Grillet, op. cit., p. 55.
- (21) ちなみに出版に関する法令は以下の通り。一八一四年一〇月二二日の「出版の自由に関する法」、一八一八年五月一七日の「出版の方法または他のすべての公表手段によっておこなわれる重罪または軽罪の取締りに関する法」
一八一九六月九日の「新聞または定期刊行物の発行にかんする法」
一八二八年七月一八日の「新聞および定期刊行物にかんする法」(縮本前掲書参照)。
- (22) Malet et Grillet, op. cit., p. 40.
- (23) Malet et Grillet, op. cit., p. 41.
- (24) Malet et Grillet, op. cit., p. 41.
- (25) Malet et Grillet, op. cit., p. 41.
- (26) Malet et Grillet, op. cit., p. 41.
- (27) Malet et Grillet, op. cit., p. 41.
- (28) 桑原武夫編『フランス革命の研究』(岩波書店)三頁参照。

六、復古王政の政治過程

復古王政期の国王はルイ十八世とシャルル十世である。その間、内閣首相になったのは、リシエリエー(Richelieu, 1815. 9. 24~1818. 12. 30)、『デカズス(Decazes, 1818. 12~1820. 2. 20)』、リシエリエー(Richelieu, 1820. 2. 20~1821. 12. 12)、『イノレー(Villèle, 1821. 12. 15~1828. 1. 2)』、マルティニヤック(Martignac, 1828. 1. 5~1829. 8. 1)、『ポリニヤック(Polignac, 1829. 8. 8~1830. 7.)』である。ルイ十八世はヴィレール内閣の時、一八二四年七月十六日死亡した。本項ではこうした各内閣のもとで、国王、内閣および議会における政治的諸党派がいかなる論争、対立を繰り返し、互いに自己の勢力の伸張を計ろうとしたかについて考察する。⁽¹⁾

a リシュリユー及びドカーズ内閣

一八一五年八月第一回代議員選挙が行なわれ、四〇二議席中三五〇議席を超王党派が占めた。第一次王政復古、憲章の發布そしてナポレオンの百日天下と続く状況の中で、その派の大多数を占める亡命貴族たちは復讐の念に燃えていた。その復讐の念はボナパルティストや、革命派への虐殺という形をとってあらわれ、いわゆる「白い恐怖」(Terreur Blanche)とよばれた。マルセイユ、アヴィニヨン、モンペリエなどでは軍人、住民が大量に殺害された。とくにトゥールーズではラメル將軍 (Le Général Rameau) が殺され、ガールでは流血の惨事が二ヶ月以上も続いて、「遂に知事は、オーストリアの軍隊に出動を依頼」⁽²⁾する程であった。こうした中で行なわれた第一回目の代議院議員選挙は、府側が加えた直接暴力による妨害などで超王党派が圧勝したのである。超王党派の議員から構成されるその議会は、ルイ十八世をして、「二度とみることもできない程反動的な議会 (La Chambre introuvable)」とよばしめた。その議会は、ただちに多くの例外法 (特別法) を提案し、個人の自由を制限するため、騒乱罪法 (La loi sur les cris séditieux) の成立を要請した。その法によれば、「三色旗を掲げただけで流刑、ブルボン家打倒⁽³⁾をさげんでも流刑、そして『皇帝万才』といったら一〇〇年の投獄になった (一八一五年十一月十一日)」。しかも、この法律を執行するために、旧制度時代にあったような臨時刑事裁判所 (Les cours prévotales) を設置した。その裁判所は政治犯罪、反乱及び挑発演説にいたるまで、あらゆる犯罪を裁いた。「裁判官一人の判断で起訴状もなく、判決後二十四時間以内に刑が執行された」⁽⁴⁾。これは「法律上の白い恐怖 (La Terreur Blanche légale)」と呼ばれた。一八一五年から一八一八年までこの裁判所は設置されていたが、この間に裁判所は七〇〇件にも及ぶ政治犯罪を裁いたという。こうした横暴な行為はアルトア伯を満足させるものではあったが外国の君主たちを心配させた。「フランスに又革命が起こるのではないか」⁽⁵⁾と。

しかし、超王党派が激怒したのは、ルイ十八世が議会の多数派である超王党派を無視して、内閣首相にリシュリユー

ーを任命したときである。リシュリユーは、一七八九年の革命の時亡命し、ロシアにいた。高貴な人格と、深い知性の持ち主である彼はロシアの知事になっていた。彼は革命に苦しめられた一人ではあるが、一八一四年にフランスにもどってきた時、超王党派のような過激ないき方には反対した。冷静、沈着な洞察力で、憲章を着実に定着させようとした。ゆえに、ルイ十八世が彼を重んじたのも自然である。だが国王と議会の対立はすでにここから始まった。そして、特に、閣僚任命権と選挙制度に関しては、国王および自由派と、超王党派とは対立した。超王党派は、閣僚任権は議会にある。選挙資格ももっと下げ、間接二重選挙、議員数の増加をはかるべきである、などと主張した。これに対し、自由派など政府支持派は、国王の権力強化を訴え、選挙も制限選挙にすべきであると反論した。⁽⁶⁾即ち、この時は、本来王権の制限をめざすべき自由派が王権強化を主張し、王権強化をめざすべき超王党派が王権制限を主張するという逆の現象になってあらわれるのである。

こうしたリシュリユーの穏和な内閣と過激な超王党派が多数を占める議会との対立のうちに、一八一六年九月五日ルイ十八世は議会を解散する。そして、続いて翌十月に、第二回目の選挙が行なわれた。その結果は、二三八名の代議員のうち立憲王党派が一四六名を占めた。この派は翌年一八一七年二月五日に選挙法改正を要請した。それはまづ選挙資格はきびしく制限し、議員の五分の一を毎年改選し、しかも選挙会を各県の県庁所在地で行なわれる県選挙会 (collège de electoral de département) のみに絞ろうとするものである。この選挙法の意図はあきらかに立憲王党派が地方の土地所有者を有力な基盤とする超王党派をしめだし、自派の勢力強化をはかろうとするものであった。

リシュリユーの功績は、第二次パリ平和条約による七億フランの賠償金及び同盟軍(特にロシア、オーストリア、プロイセン、イギリス)への費用を返済したことである。彼は国内はもとより、外国の銀行家からも公債の募集を行い約三年の間に資金を調達し、一八一八年には賠償金を完済した。これによって、パリ条約にもとづき、同盟軍は十一月にパリから撤退したのである。なおこれにもなつて、フランスは、本格的な自国の軍隊をもたなくてはならなくなった。

ワテルロー以後同盟軍は、帝政軍隊を解散していた。それ以来フランスは、県憲兵隊 (régions départementales) と国防兵 (le garde nationale) を構成している近衛兵 (le garde royal) 以外に軍事力をもっていなかった。そこで一八一八年三月にまづ「Gouvion-saint-Cyr」法を成立させた。その法律によってフランスは、二四万の強力な平和編成軍をつくり、ここに再び列強国の仲間入りをした。兵制もかわり、志願兵と毎年二〇才の青年の中から抽せん制 (tirage au sort) による徴兵制度を採った。またこの法律の特徴は昇進制度にある。「昇進するには特別の軍事学校を卒業しているか、二年間下士官を経験したものでないといけない⁽⁷⁾」。しかも、昇進者の三分の二は古参順 (ancienneté) である。これによって今までのような貴族の任命による昇進はなくなった。ゆえにこの法律は当然、超王党派の怒りをかった。

このように一八一六年から二〇年までの間は、立憲王党派が勢力をもち、復古王政期においても比較的自由な気風が漂っていた。両院はリシュリューに対して、年金五万フランを授与することに決定したが、彼は、「国民に苦痛となる負担を自分のためにかかることは好まない⁽⁸⁾」⁽⁸⁾ といつて辞退した。しかも、経済的にそれ程豊かでないのに彼は、ボルドーの病院に年金を送り続けていた⁽⁹⁾ といふ。

一八一九年ドカーズが首相になった。彼は一五年、警察大臣、一八年、内務大臣になり、リシュリュー内閣を實質的に支えてきた。彼は繊細な精神と巧みな話術によってルイ十八世を魅了した。「ルイ十八世は彼なしではすまされなかつた。彼はドカーズを《私の息子》と呼んでいた⁽¹⁰⁾」。ブルジョアジーの出身であるドカーズは権威的な横暴な氣質をもっていたが、自由の精神は忘れなかつた。「一方の人々を憲章によって国王のところに導き、もう一方の人々を国王によって憲章のところに導く⁽¹¹⁾」⁽¹¹⁾ ことに彼の目的があつた。

一八一九年に一部改正された選挙法による選挙の結果、独立派が著しく進出した。議員数約八〇という議会内の一大勢力にのし上つた。特にその中にグレゴアール (Gregoire) の顔が見られた。彼は一七九二年の国民公会 (Convention nationale) の時の議員であり、「彼はまづ先に王制の廃止を提案し、ルイ十六世の死刑執行を承認した⁽¹³⁾」人物で

ある。彼が選挙されたことは「戦争宣言(declaration of war)」に等しかった。議員の中にグレゴアールの姿を見つけた超党派は激怒し、選挙法の改正を断固要求した。こうして自由派の空気の中に再び過激超党派の風が吹きはじめた時、ドカーズ内閣にとつて不幸な事件が起つた。それはベリー公暗殺(assassinat du Duc de Berry)事件である。

アルトア伯の息子であるベリー公はブルボン王朝の後継者となるべき人物であつた。その彼が暗殺されたのである。一八二〇年二月十三日、霧の深い日曜日の夜十時、オペラに行ったベリー公が、気分が悪くなつた夫人を彼の馬車に乗せようとした時、一人の通行人に右胸を刺された。「オペラの客間で五時間後に息を引きとつたベリー公は最後まで犯人を許すように言つていた」⁽¹⁵⁾。犯人はルヴェル(Louvel)という馬具工で熱狂的なボナパルト派であつた。ベリー公を殺せば、ブルボン家は滅びると信じた彼には皮肉なことではあつたが、ベリー公夫人はその年の九月二十九日、後にポルドー公と名づけられた子を生んだのである。それは《奇蹟の子供(enfant du miracle)》とよばれた。⁽¹⁶⁾

この事件は超党派に反撃の機会を与えた。彼らは、「ベリー公を襲つた短刀は自由の理念である」⁽¹⁷⁾と叫んだ。アルトア伯は跪いてルイ十八世に請願した。ドカーズを罷免するようにと。ルイ十八世は拒否した。しかし、ドカーズは事態を憂慮し辞職した。シャトープリアンは勝ち誇つて、「血潮の中に彼(ドカーズ)筆者)は足を滑らして倒れた」といつた。ここでドカーズのあとを受けて再びリシユリユーが、今度は、超党派の支持をえて首相になつた。彼はやむなく、出版法を改正し、検閲制度を設けた。又、一八二〇年六月三〇日には二重投票制(La loi du double vote)による新選挙法を可決した。「直接税一千万フラン以上を納める者は郡選挙会と県選挙会の二箇所投票できる」⁽¹⁸⁾というこの選挙方法は、超党派に有利であり、その派は圧勝した。「四五〇名中自由派はわずか八〇名に減つてしまつた」⁽¹⁸⁾。再び議会で多数を占めた超党派は、今度はリシユリユーに自派の議員の入閣を強く申し入れた。それ以上反動を進めることはできないと決意したリシユリユーは、ベリー公夫人がポルドー公を生んだ後に、乱舞して喜ぶ超党派をよそに、「誠実な彼は地位を去らざるを得なかつた」⁽²⁰⁾。一八二一年十二月十二日である。

b ヴィレール内閣

リシュリユーのあとを継いだのは、復古王政期において最も長く首相をつとめることになったヴィレールである。彼はトゥルーズに生まれ王党派として憲章を批判した。その彼が首相にえらばれたのは、ルイ十八世が、超王党派の圧力に抵抗しつつ、「一番危険性の少いと思われる者を選んだ」⁽²²⁾からである。彼は冷静な判断力の持ち主で財政に長けていた。

しかし、ルイ十八世の懸命な処置にもかかわらず反動はますます強くなっていった。まづ一八二二年二月、二種類の新聞法が定められた。一つは、新聞法違反を取締る裁判所として軽罪裁判所が設置され、もう一つは、危険であると判断された新聞の発行までも禁止してしまう法律である。次に、諸学校が司教の監督のもとに置かれることになった。政府のこうした方針に対して、独立派は各種の秘密結社(La Charbonnerie)で反抗を企て、ブルボン王朝を打倒しようと計ったがすべて失敗した。

一八二三年に、政府はスペイン遠征を企てた。理由は、一八二〇年のスペイン革命によって倒された絶対主義政府への援助である。しかし、実際は、ヴィレール内閣の軍事的権威をフランス国民に誇示しようとするものであった。内政の問題を外政に転ずることによって国内統一、政府の強化を計ろうとしたのである。遠征の費用を巡って議会は混乱したがともかく遠征は決行され当初の目的を収めた。しかし、ヴィクトル・ユーゴーはこの戦争にきびしい批判を加えている。「王家はこの戦争をもって成功と考えた。弾圧によって思想を抹殺することが、いかに危険なものであるかに気がつかなかつた」⁽²³⁾と。

ここでヴィレールとしては、本当に自分に忠誠を誓う議会を必要とした。一八二三年十二月二十四日、議会は解散され、翌年、選挙が行なわれた。特に官吏たちは、「政府に気にいる候補者に投票しなければ解任する」⁽²⁴⁾との恐迫を

受け、政府派への投票を強要された。しかも、この選挙では、自由派の人々が選挙資格を失うようにするため自由派の人々の税金を一部下げてしまった。その結果、自由派は選挙人もしくは被選挙人になるために必要な選挙資格を失い、大敗し、超王党派が勝利を博した。自由派は、「四三〇名中わずか十五名」⁽²⁵⁾になってしまった。ルイ十八世は圧倒的に超王党派からなる、その議会をみて、「二度とみることはできないと思われた反動的な議会が再びみいだされた」⁽²⁶⁾ *Chambre introuvable était retrouvée*』と嘆いた。ルイ十八世は一八二四年七月十六日にその言葉を残して死んでいった。

ここでアルトア伯がシャルル十世として即位した(六八歳)。これによって、国王、政府、そして議会は反動的な政治思想という一本の線によって結ばれた。シャルル十世は、はじめ憲章を守ることを約束し、検閲の廃止を宣言したりした。しかし、彼が最初に行ったことは「自分の息子のために昔使った王太子(*dauphin*)の称号を定めたことであつた」⁽²⁷⁾。そして、帝政時代の二五〇人の將軍たちを退官させた。シャルル十世のこうしたやり方に促されるようにして、ヴィレール内閣も次々と王政強化の法案を可決させていった。主なものは以下の通りである。

第一に、「亡命貴族の十億フラン法(*Le Milliard des émigrés*)」である。これは、革命によって亡命貴族および教会が没収された財産に対して、賠償金を支払うということを決めたものである。ヴィレールはこれによって土地貴族制を強化しようとした。しかし、この法律によっては、実際は公債利子の引き下げとか、年賦で払われる賠償金のため亡命貴族や教会は土地を買いもどすことはできなかった。かえって、その費用を政府が肩がわりすることになり、結局はフランス国民なかんずくブルジョア階級に税金という形ではねかえってくるため、彼らの怒りを買った。第二に、「瀆聖罪法(*La loi du sacrilège*)」である。これは、教会の神聖な器を盗むと強制労働を課せられる、「もし、強盗をして腕力に訴えた犯罪ならば死刑に処す」⁽²⁸⁾ という厳しいものである。この法律は結局、教会の権威を高めようという意図をもっていた。第三に、「長子相続権(*Le Droit'aîné*)」である。これは、三〇〇フラン以上納税している父親が、遺言もなしに死亡した場合、その遺産を息子のうち長子が相続するというやはり土地貴族制を保持する意図

から決めようとしたものである。この法案は六〇〇万のフランスの世帯のうち約八万世帯にしか関係なく、「貴族院がその法案を拒否した時、パリ市民は花火をあげ、宴会を行って」⁽²⁹⁾政府を軽侮した。その他すでに触れた「出版に関する法 (loi sur la presse)」⁽³⁰⁾これをめぐってシャトーブリアンはヴィレールと仲違になり野党へ回った⁽³¹⁾もやはり拒否された。一八二七年四月こうしたび重なる不祥事に、シャルル十世は人気取りのため国民軍 (garde nationale) の閱兵式を行なった。その時兵士の間から突然、「国王万才！ 憲章万才！ 内閣打倒！ ヴィレール打倒！」⁽³¹⁾の聲が起った。国王は国民軍の解散に反対したが、怒りさめやらぬヴィレールはその日の夕方、その解散を命じた。国民軍はもともと革命の時できた市民軍であった。故に「それまでむすびついていたブルジョアジーと国王は完全に離れてしまった」⁽³²⁾。又この頃、政府の外交はイギリスに追従しており、そのためにイギリスの経済恐慌がフランスにも不況の波となって押し寄せ、政府はきびしい追及を受けるようになった。ヴィレール内閣に対する批判の聲が、市民からも議会からも起ってきた。こうした中で、一八二七年十一月六日、ヴィレール内閣は議会を解散した。しかし、続々選挙では、自由派と連合した政府中央の右派にヴィレール派は破れ、二八年一月三日彼は辞職を余儀なくされた。ここに七年間にわたった超王党派内閣はひとまづ終焉を迎えるのである。

c マルティニヤック及びポリニヤック内閣

シャルル十世はここでマルティニヤックを起用する。彼は帝政時代ボルドーで弁護士をやっており、一八二一年以後代議員になった人物である。第一回の閣僚会議の席上、シャルル十世は「ヴィレールの体制に最善を尽して一致するよう努力せよ」⁽³³⁾とマルティニヤックに要望した。しかし、穩健で、野心のない彼は「王と市民の共同の利益を守る政府」⁽³⁴⁾という構想をもっていた。出版の自由が認められ、修道会が解散をさせられた。シャルル十世はこうしたマルティニヤックの政策に不満を懷き、一八二九年八月に彼を罷免してしまった。マルティニヤック内閣は実に、短命

をもつて終った。ここでポリニャックが任命になるのである。

ポリニャックは全く不人気であった。革命が起つた時、まだ子供であつた彼は革命を憎んでいた。平凡な知性の持主にすぎないのに彼は自分の才能を過信していた。彼は、「聖母マリアが自分にフランスを救う使命を与えるためにきた⁽³⁶⁾」と信じて疑わなかつたという。「ポリニャックを選んだことはクーデターへの必然的な序幕であつた。彼は超王党派の中の超王党派であつた⁽³⁶⁾」。閣僚も必然的に、超王党派の人々で構成された。それを見た時、メツテルニヒでさえ、「事態は反革命を当然引き起すものだ⁽³⁷⁾」と書いた。立憲王党派の新聞「論争ジャーナル」は「コブレンツ！ワートルロー！一八一五年！ここにこの内閣の原理がある⁽³⁸⁾」と報じた。事実、この内閣の反動は強く働いた。一八三〇年三月の最初の議会で、シャルル十世は脅迫的な演説を行った。「私の政府に対して私が望みもしない障害物で妨害をするならば、私は公共の平和を維持するという私の決意に基き、フランス人の正義を信頼し、そして、彼らが常に王に対して示す愛によって、私はその障害物を打破するであろう⁽³⁹⁾」と。

議会はただちにいわゆる「二二一の演説(adresse des 221)⁽⁴⁰⁾」という名前でも有名になつた演説で反論した。「政治には政府の政治的意見と、国民の希望との間に、永遠の同意が必要であることは、憲章で認められている通りです。しかし、われわれが陛下に、忠誠と献身を誓えば誓うほど、この同意はすでに存在してはいないといわざるをえません⁽⁴¹⁾」と。そして閣僚に対する不信任案を通過させた。シャルル十世は三月十九日、議会を停止し、閣僚の入れ替えをして、穏健派を加え、五月に議会を解散した。そして選挙と時を同じくしてアルジェリアへの遠征を企てた。遠征は成功したが選挙の結果は、「反政府側が二二一名から二七〇名に議席をふやした⁽⁴²⁾」。だが内閣はもはや議会を全く無視した。ロシア皇帝ニコラスもシャルル十世に、柔軟な路線を取るように忠告したが、その時彼は、「讓歩がルイ十六世を滅した。私は馬に乗るか、馬車に乗りさえすれば良い⁽⁴³⁾」と答えた。七月二十五日シャルル十世は、憲章にもとづき「四箇の勅令(Quatre Ordonnances)」を政府の新聞「モニトゥール(Moniteur)」に発表した。「ポリニャックが準備した⁽⁴⁴⁾」

といわれるその勅令は、憲章で許された国王の権限を逸脱するものであった。即ち、(一)、出版の自由の停止、(二)、未召集議会の解散、(三)、選挙法を改定し地租のみを選挙資格の基準とする、(四)、次期選挙日を九月とする、と規定していた。⁽⁴⁵⁾このうち(一)、と(三)、が憲章を侵した。特に、(三)についてはもしこれが適用されると「選挙資格者は約二万五千人も減ってしまい、⁽⁴⁶⁾ 商業、銀行、弁護士など営業税納付者は選挙資格を失い、大土地所有者しか残らなくなってしまう」。

こうして、いわゆる「七月革命」は直接的にはこの勅令が発火点になって爆発した。共和主義者、学生、労働者が直ちに行動を起し、七月二七、二八、二九日の「栄光の三日間(Les trois glorieuses)」の戦いになったのである。ラフィット、ティエール、シニユらがオルレアン公の即位を用意し、「彼も《立憲憲章を忠実に守る》ことを誓った」⁽⁴⁷⁾。ここに「バリケードから生まれた王(roi des barricades)」、ルイ・フィリップ(Louis-Philippe)が誕生したのである。シャルル十世は一八三〇年八月十六日、アメリカの船でイギリスへ亡命していった。ここに復古王政の幕は閉じ、舞台は七月王政へと受け継がれていくのである。

(1) 本項の政治過程の記述はまた「Malet et Grillet 前掲書」 Paul Feyel, *Histoire Contemporaine, 1815-1913, chapitre III. La Restauration en France Louis XVIII et chapitre IV, Restauration et Révolution en France.* を参考とした。

- (2) Malet et Grillet, op. cit., p. 42.
- (3) Malet et Grillet, op. cit., p. 45.
- (4) Malet et Grillet, op. cit., p. 45.
- (5) Malet et Grillet, op. cit., p. 45.
- (6) 「純理派および自由派は両方ともフランスは富裕階級・中間階級を育成すべきであると考えており絶対主義に反対したのと同じように民主主義にも反対した」(Gordon Craig, op. cit., p. 76)
- (7) Malet et Grillet, op. cit., p. 48.

- (8) Malet et Grillet, op. cit., p. 44.
- (9) Malet et Grillet, op. cit., p. 44.
- (10) Malet et Grillet, op. cit., p. 46.
- (11) Malet et Grillet, op. cit., pp. 46-47.
- (12) 服部義雄編譯四三頁。
- (13) G. Lowes Dickinson, *Revolution and Reaction in Modern France*, p. 91.
- (14) Lowes Dickinson, op. cit., p. 91.
- (15) Malet et Grillet, op. cit., p. 48.
- (16) Paul Feyel, op. cit., p. 40.
- (17) Malet et Grillet, op. cit., p. 49.
- (18) モーロウ著平岡他訳前掲書四七三頁。Paul Feyel, op. cit., p. 39.
- (19) 西海太郎著『フランス現代史』(四海書房)一一三三頁。
- (20) 西海前掲書一一三三頁。
- (21) モローウ著平岡他訳前掲書四七四頁。
- (22) モーロウ著平岡他訳前掲書四七四頁。
- (23) 斎藤訳前掲書二一〇九頁。
- (24) Malet et Grillet, op. cit., p. 52.
- (25) Malet et Grillet, op. cit., p. 52.
- (26) Malet et Grillet, op. cit., p. 52.
- (27) Malet et Grillet, op. cit., pp. 52-53.
- (28) Malet et Grillet, op. cit., p. 54.
- (29) Malet et Grillet, op. cit., p. 55.
- (30) 本稿五頁触れた「日露交渉の法」に於て。Paul Feyel, op. cit., p. 47. 参照。
- (31) Paul Feyel, op. cit., p. 47.

- (32) Malet et Grillet, op. cit., p. 56.
 (33) Malet et Grillet, op. cit., p. 57.
 (34) Malet et Grillet, op. cit., p. 57.
 (35) Malet et Grillet, op. cit., p. 58.
 (36) G. Lowes Dickinson, op. cit., p. 96.
 (37) Malet et Grillet, op. cit., p. 59.
 (38) Malet et Grillet, op. cit., p. 59.
 (39) 上の原文の英訳は、Irene Collins 前掲書。(Irene Collins, op. cit., pp. 84-85.)
 (40) 「代議院は国王への奉答を作るために自由派のメンバーから構成される委員会を選んだ。その演説はいわば一八二二対二二一という多数によつて承認され、代議院議長のロワイエ・コラールによつて国王に提出された」(Irene Collins, op. cit., p. 84.) 参照し「二二二」を二二一のつもりである。
 (41) Irene Collins, op. cit., p. 85.
 (42) Malet et Grillet, op. cit., p. 61.
 (43) Malet et Grillet, op. cit., p. 61.
 (44) モーロウ著平岡他訳前掲書四七八頁。
 (45) Malet et Grillet, op. cit., p. 61. 原文の英訳は、Irene Collins, op. cit., pp. 85-86.
 (46) Malet et Grillet, op. cit., p. 61.
 (47) Malet et Grillet, op. cit., p. 71.

七、結 語

フランスの復古王政をどうみるかについては様々な見解がある。本稿の序においても大別して二つの見方に触れておいたが、現在までの研究史をふまえてそれを整理してみよう。⁽¹⁾ただ復古王政に関する研究は極めて少い。例えば、

ペンシルバニア大学リン・ケース (Lynn M. Case) 教授によると、一九六一年のアメリカにおける研究状況は「大革命とナポレオン帝政については、二二九の作品がリストされたが復古王政に関してはわずか二四しかない」という結果である。この期の研究が少い理由の一つとして、この期の資料が政治的諸党派によって、フランス史もしくは復古王政史を自派の正当性に利用しようという意図から、様々に塗りかえられているという点が指摘できる。⁽³⁾ オーギュスタン・チエリー (Augustin Thierry) は明言している。「私は私の政治的信条を支持する証拠や論議のために調査した。これは立憲派の意見の勝利に貢献したいという強い希望からである」と。⁽⁴⁾ 一般的に復古王政に関する研究はこうした自己の立場によって肯定するか否定するかという態度が採られている。もとより他の分野の研究についてもこうした傾向は否定できないが、特にこの期の研究については顕著である。先づ復古王政に対する否定的見解は以下の通りである。

第一にミニエ (Mignet) は、「復古王政の十六年間は振り返ってみると、公平に偏見をもたずに観察した人ならばフランスはその期間全く危機の状態にあった。そこからのがれる方法は遺憾ながら新しい革命による以外になかったと気がつくであろう」と⁽⁵⁾、といている。但し「穩健王党派の彼は革命を特に欲したわけではない。彼は忠実にオルレアン派の玉座の回りに集った」⁽⁶⁾、のである。また、本稿でもしばしば引用してきたユーゴーは言っている。「この一八一五年は、何か、もの悲しい四月のような感じをあたえた。不健康で有毒な古い現実が、新しい装いをこらした。欺瞞が一七八九年と婚姻し、神権説が憲章の仮面の下にかくれ、底の知れぬ擬体制が表向きは立憲的な姿をまとい、偏見、迷信、底意は第一四条を中心として、自由主義の上塗りをした。それは蛇の脱皮であった」⁽⁷⁾と。こうした見解をまとめ、それを代表しているのがハーンショウ (F. J. C. Hearn Shaw) であろう。イギリスのウィッグ党系のロンドン大学教授である彼は一九二〇年、キングスカレッヂの「近代ヨーロッパ史」の講義で復古王政期を評価している。「復古王政は全く反動である。フランスにおいて王政復古は穩健な幕間にルイ十八世の憲章をもって登壇した。しかし、一八二〇

年の選挙権は、一八二〇年における穩健派を、圧倒的勝利で打ち負かした反動派を突進させる道を用意した⁽⁸⁾と。

第二に別の立場から復古王政を批判しているのに、いわゆる空想的社会主義者ルイ・ブラン(Louis Blanc)がいる。「復古王政もそれまでの体制も、すべてブルジョアジーの利益を拡大する必要性から誕生したものである。王政復古は本質的にはブルジョアジーと貴族・地主階級との取引であった⁽⁹⁾」と。こうした考えは後にマルクスによって更に発展される。

次に復古王政を擁護する立場の見解をまとめてみよう。これは色々な側からなされているが、主なものを列挙すると、先づ代表的なのがギゾーである。彼は立憲王党派の立場からブルボン家を守る。「私はフランスの古い政府に対して何ら苦味を感じていない。敵という見方でブルボン家を、フランスの大貴族、そしてカトリックの僧侶と考えたことはない⁽¹⁰⁾」と言い、「正しい政策と法によって制限された自由⁽¹¹⁾」を誉めた。「本当の平和と自由はルイ十八世の継承ともにもどってくる。フランスは新しい革命を望んでいない⁽¹²⁾」と彼は書いた。同様に、ギゾーの敵ではあったがラマルティヌ(Lamartine)は郷愁をもって復古王政をたゞえている。復古王政は、「ナポレオンの独裁とルイ・フィリップの下品な实用主義との間に挟まれたサンドウィッチだった。それはフランスにとって、平和的にも、知的にも、自由においても再生期であった。帝政のもとでは忘れられ、奴隷化され、禁止されていた詩、文学、芸術がブルボン家のもとで足もとからわきでるよう⁽¹³⁾に出現した」と述べている。そして、復古王政を擁護する史観を展開しているのにダレスト(M. C. Darest)がいる。彼は、「一八三〇年以後のブルボン家の行為と思い出を歪める不正な伝説に対して⁽¹⁴⁾」ブルボン家を護った。ダレストは「自由の敵対者を非難するのと同じ位に超王党派を咎めた。王朝を不幸にしたシャルル十世の愚行も両極端の、めくらの情熱⁽¹⁵⁾(blind passions)が行なわしめたのである」と弁護している。

イギリスの歴史家ジョン・ホール(John R. Hall)は言う。「復古王政のもとにおいては人々はそれ以前のいかなる体制のもとにおけるよりも大いなる自由を享受していた⁽¹⁶⁾」と。同様にルーカス・デュブルトン(Lucas Dubreton)は

復古王政期を「創造と権力の時代」、「議会政治の黄金期」と呼んでいる。⁽¹⁷⁾ 最近のフランス史家で復古王政に関し、現在の視点からそれをあつかっているのがベルティエール (Berthier de Sauvigny) である。「フランスはかつてそれ程 (王政復古の時＝筆者)、誠実に統治されたことはなかった。フランスは見事な議会制度の味を最初にあじわった。フランスは科学・文学・芸術において秀でていた。経済は繁栄し、外交戦においても、スペイン、アルジェリア、ギリシヤを征服した」⁽¹⁸⁾。そして、シャルル十世を国外に追放したことに対して、「独裁制、無政府制に苦しむフランスは一三〇年たつてシャルル十世を追放したことによって被った傷の深さを感じている。そして、王国の伝統と避けられない民主的近代化という問題を見事に調和させている海狭のむこうの国を郷愁的な羨さをもってみつめている」⁽¹⁹⁾と述べている。彼のこの見解に対しては自由派も急進派も何も言っていない。それはフランスがいかなる政治体制をとつたら良いのか迷っている証拠でもあろう。

さて最後にヨーロッパ発達史の上から独特の史観にもとづいて復古王政期を評価しているのがベネディクト・クローチェである。すでに本項の序で紹介しておいたように、彼にとって復古王政期は、「絶対主義の諸力と自由主義との思想の争いの時期であり、自由の理念が決定的勝利を収めた」⁽²⁰⁾時である。こうした見方は、わが国においても受け継がれており、例えば西海太郎氏がいうような「七月革命 (La Révolution de Juillet) によって、民主主義は実現されなかつたけれども、たしかにそれはフランス国内における反動政治を一掃し、近代的民主主義政治に近づくべき一歩を進めたものである」⁽²¹⁾という評価にあらわれている。

復古王政をどう位置づけるかは確かに困難な作業である。以上列挙した見方は、みなそれなりにそれぞれの立場から事実であろう。復古王政期はその意味で、他のどの時期よりも多面的であり、異なった光をあてれば異った色を放射する。ゆえに復古王政期を評価するには特に、その視点を定めて行うことが大事になる。その点ではロウエス・ディキンソン (G. Lowes Dickinson) の言っていることは首肯できる。即ち、「王政復古は、革命の理想という点からみ

ると反動の時である。支配的な哲学および時代の趨勢という点からみると中世への復帰であつた⁽²²⁾と。こうした方法で復古王政期を検討するならば、全体としてはクローチエのいうような自由を求めての近代史開幕への助走となつたことは否定できないと言えるであらう。何故ならば、一つは、憲章のもとで政治的制度として議會政治が定められたし、制限があつたにせよ、それまでの土地税だけでなく直接税ならばそれを収める人に政治参加への門戸の開放がなされたからである。すでに述べたようにここにブルジョアジーの勢力伸張の一因があつた。もう一点は、国王の権力及び内閣の力が強かつたといつても、それらに対する反対派の存在を「合法的」に認められていたことである。国王、内閣に対する抗議の場、政治的諸党派間の議論、発言の場が設けられていたことは政治的發展に大きな意味をもつ。ゆえに、例えばフリードリッヒ・アルツ(Friedrich Artz's)が復古王政期は、「政治体制としては不完全なものであつた(中略)、ただし復古王政がフランスの国内の發展にとって非常に大きな意味をもつといへば、フランスが自治(self-government)ということについて、最初の拡大された經驗をもつたということであらう」と言っていることは正しい。この意味で、復古王政は単なる反動ではなく、革命の原理を定着させ、近代史を開いたといえる。

なお次に、復古王政の政治的・社会的状態について顧れてみる。この点についても、フリードリッヒ・アルツの言葉を借りよう。彼は「ナポレオン戦争後のヨーロッパの社会」について、「ヨーロッパの君主と貴族たちがもつとも協力した時である。悲惨な年が彼らを団結させた。一八一五年までに両方とも僧侶を加えて、革命的變革の破壊と戦つた。(中略)一八一五年のヨーロッパは、ルイ十四世以来なかつたような国王、貴族、僧侶の支配の中にあつた⁽²⁴⁾」と述べている。確かにこの期においては、政治権力、即ち政府の要職を握っていたのは国王、貴族、僧侶など土地貴族であつた。しかし、これに対して、経済的な力はいわゆるブルジョアジー(実業家、銀行家、大商人、大臣、法律家、官吏など)が握るのである。ただフランスの大多数の民衆は一般的には政治活動から離れていた。いや、離されていた。「フランスの政治生活は不活発ではなかつた。(中略)しかし、この政治的活発の中にあつたのは国民のうちほんのわ

ずかであった。農民、都市労働者、低い身分の僧侶、企業家、地方公務員などは除外された⁽²⁵⁾。又「復古王政は僧侶と貴族にしか利益をもたらさなかつたように見える。一八一五年から三〇年にかけてのフランスの大多数の人々は、彼らが生活していた政治体制については敵意もあつたが無関心でもあつた⁽²⁶⁾」という見解が象徴的である。確かに、復古王政期においては言葉の広い意味での民衆は不在である。国王も貴族もそれを無視していたことは否定できない。ユーゴーはこの民衆不在の姿勢の中に復古王政の弱点があつたことを鋭く突いている。彼は一八二三年のスペイン遠征を例にとつて、「彼らは（フランス王政の筆⁽²⁷⁾者）兵士の服従を国民の同意とかん違いするという、大変な誤りにはまりこんでしまつたのだ。こういつたかん違いの上にあぐらをかいたことが、彼らの王位を失う結果ともなつたのである」と指摘し、復古王政没落の原因としている。そして、「真理の王座を自由の手に返し、人民を人民に返し、主権を人間に返し、（中略）各人をおのれ自身にたしかえらせる⁽²⁸⁾」ことを主張している。「一八三〇年のいわゆる『革命』は、時間的には十八年間持続した蜂起にすぎない⁽²⁹⁾」との評価も、復古王政が土地貴族と一部ブルジョア之間での武力抗争でしかないことを物語っている。立憲君主制の成立基盤は、たとえ全ての人々の政治参加が認められていなくても、国王は少なくとも幅広い民衆からの支持をうけていることが基本的条件である。

またこの時期の特徴をのべるならば、国王はもとより、貴族にせよブルジョアにせよ、自己の利益を護り、更にそれを獲得するために憲章を利用し、憲章に規定されていない問題は特別法、例外法などを設け、もしくはは要求し、とにかく法律を利用したことがあげられる。この時期の政治は、憲章とか法律の精神にもとづいて運営されたのではなく、それらを利用し、権力を得ようとする闘争だけが展開されたというべきである。憲章や諸法律は政治運営が、それを基本的ルールとして尊重すべきであり、利用したり、されたりすべきものではない。いかなる時期においても復古王政期ほどの原則が無視された時はないであろう。

デュギーは統治形態を三つに分類している⁽³⁰⁾。絶対君主政 (monarchie absolue)、共和政 (republique)、そして両者の

混合形態である。このいわゆる混合形態としての立憲君主政 (monarchie constitutionnelle) とは、「政治的な力は君主と民主的要素との間で分有されており、そのかぎりで君主の権限が制限されているのである」⁽³¹⁾。フランスの復古王政、七月王政はまさにこれにあたり、イギリス、ドイツもこの形態を経験する時がある。特に、憲章をもったフランス復古王政は表面的には一六六〇年のイギリスの王政復古に似ている。例えば「新しい国会の開会式に玉座からの演説があり、そして両院で奉答演説を行う」⁽³²⁾ ことなどである。そして、ルイ十八世を称賛し、シャルル十世を非難することはイギリスにおいてチャールス二世の良識がほめられ、ジェームス二世の盲目性が批判されたのに似ている。しかし、一九世紀のフランスと一七世紀のイギリスでは単に時代だけではなく国民性も大きく違う。まづ、「フランス人はイギリス人がチャールス二世をみた時程の喜びをルイ十八世をみた時に感じなかった」⁽³³⁾。又、貴族層にしても、イギリスでは土地とか商業上の富がうまく共存しており、貴族院の貴族たちは少く、しかも富裕で人々の尊敬をあつめていた。これに対し、フランスでは貴族といっても亡命したりしており、本当の富をもっておらず、権力とか富をうることに奔走し、民衆からはなれていた。そして、「フランス革命はピューリタン革命が新旧両イングランドにもたらしたへだたりよりも、それ以上のへだたりを新旧フランスに与えた」⁽³⁴⁾。ゆえに、フランスにおいては党派、階級のいがみあい、憎しみは激しく、政治的に不安定であった。政治体制は形態だけを真似してある国に移植することはできない。まして、立憲君主政が成立するためには長い伝統と、それに立脚した国王の国民への愛、国民の国主への信頼が必要である。まだ革命と旧制度との間の大衝突の影響が強く残っていた当時としては困難ではあったかも知れないが、復古王政の失敗は憲法によって国王を政争の上に超然たらしめる英国風の議会政治をめざしたがその目的を果しえなかったことにあることは否定できない。シャルル十世は自ら政争の頂点にたっていたのである。

(1) この整理にあたっては、George Rudé, *Debate on Europe 1815-1850*, 1972. Introduction and pp. 1-41. を参照した。

- (2) Lynn M. Case, Preface to G. de Bertier de Sauvigny, *The Bourbon Restoration*. George Rudé, op. cit., p. 34.
- (3) カミユジュリアン著 Camille Julian, *Extraits des historiens français du XIX^e siècle*. (1896, Hachette) 巖井泰果監訳『近世仏蘭西史学概観』(白水社) 三六頁—七六頁参照。
- (4) George Rudé, op. cit., p. 35.
- (5) 原文著 F. A. Mignet, *Histoire de la Révolution française depuis 1789 jusqu'à 1814*, augmentée de l'histoire de la Restauration jusqu'à l'avènement de Louis Philippe 1^{er} (Paris, 1844) pp. 657-60. (George Rudé, op. cit., p. 36.)
- (6) George Rudé, op. cit., p. 36.
- (7) 斎藤訳前掲書Ⅱ八二頁。
- (8) 原文著 F. J. C. Hearnshaw, *Main Currents of European History 1815-1915* (London, 1925) pp. 133-4. (George Rudé, op. cit., pp. 32-33.)
- (9) 原文著 Louis Blanc, *The History of Ten Years, 1830-1840*, 2 vols. (New York, 1969), I: 18-19, 32-3. (George Rudé, op. cit., p. 37.)
- (10) (11) アカイ著原文著 F. Guizot, *Memoirs to Illustrate the History of My Time*, 2 vols. (New York, n.d.), I: 27-31, 356-7. (George Rudé, op. cit., p. 36.)
- (13) 原文著 A. De Lamartine, *The History of the Restoration of Monarchy in France*, 4 vols. (London, 1851) I: ix-xv. (George Rudé, op. cit., pp. 36-37.)
- (14) (15) M. C. Daresté, *Histoire de la Restauration*, 2 vols., (Paris, 1879) I: i-iv, II: 130-3. (早稲田大学図書蔵) 巖井泰果監訳 George Rudé, op. cit., p. 38.
- (16) 原文著 John R. Hall, *The Bourbon Restoration* (Boston, 1903), pp. 492-6. (George Rudé, op. cit., p. 38.)
- (17) 原文著 J. Lucas-Dubreton, *The Restoration and the July Monarchy* (New York, 1925), pp. 171-2. (George Rudé, op. cit., pp. 38-39.)
- (18) George Rudé, op. cit., p. 40.
- (19) G. De Bertier de Sauvigny, *La Restauration*, p. 625. (早稲田大学図書館蔵)
- (20) Croce 坂井訳前掲書五九頁。

- (21) 西海著前掲書一七〇頁。
- (22) G. Lowes Dickinson, *op. cit.*, p. 98.
- (23) George Rudé, *op. cit.*, p. 40.
- (24) Gerge Rude, *op. cit.*, pp. 33-34.
- (25) H. Harder, *Europe in the Nineteenth Century 1830-1860*, 1966, p. 25.
- (26) George Rudé, *op. cit.*, p. 40.
- (27) 斎藤訳前掲書II' 一一〇頁。
- (28) 斎藤訳前掲書V' 二〇頁。
- (29) André Decouffé, *Sociologie des Révolution*, 《Que sais-je? No. 1298》野沢協訳『革命と反革命』(白水社)一六頁。
- (30) 高橋和之著『フランス憲法学説史研究序説(五・完)——伝統的国家理論と社会学的国家理論』(国家学会雑誌第八十五卷所収)三三頁以下の引用。
- (31) 高橋前掲書三三三頁。
- (32) Harder, *op. cit.*, p. 24.
- (33) Beik and Lafore, *op. cit.*, p. 464.
- (34) Beik and Lafore, *op. cit.*, p. 464.